

平成 2 5 年五條市議会第 4 回 1 2 月定例会（第 7 号）

日 時 平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日（金） 午前 1 0 時 開議

議事日程

第 1 一 般 質 問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
8	大 谷 龍 雄	1 地域公共交通におけるデマンドバス及びデマンドタクシーの予約制度の改善について (1) 五條市と比較した他の自治体の取組について (2) 五條市が行ったアンケート内容について 2 国民健康保険税の負担軽減について (1) 法定繰入金及び法定外繰入金について (2) 国民健康保険財政調整基金の繰入れについて 3 衛生行政について (1) やまと広域環境衛生事務組合加入に伴う中継所の確保について (2) 資源ごみの分別と無料化について (3) 衛生センター建て替えに伴う二見地区からの要望書への的確な対応について 4 台風 1 2 号による大塔町の災害に係る安全・確実な復旧・復興工事と住民の安全対策について (1) 災害復旧工事の完成年度からみた仮設住宅入居者の今後の見通しについて (2) 県道篠原宇井線の冬期における通行対策について 5 気象情報に基づく危険な地域の住民に対する早期の避難誘導及び安全な避難所の案内と提供について 6 消防広域化に伴う体制の強化について 7 国道 3 1 0 号の安全対策について 8 地球温暖化防止対策の強化について 9 市役所新庁舎建て替えに関する基本方針について (1) 建設予定地の選定について 10 財源対策について (1) 合併特例債について (2) 過疎債について (3) その他の起債について	市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長

第 二	報 第 十五号	専決処分の報告、承認を求めることについて（平成二十五年五條市一般会計補正予算（第三号））
第 三	報 第 十六号	専決処分の報告について（調停）
第 四	議 第 五十三号	五條市行政組織条例の一部改正について
第 五	議 第 五十四号	職員の退職手当に関する条例の一部改正について
第 六	議 第 五十五号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
第 七	議 第 五十六号	五條市子ども医療費助成条例の一部改正について
第 八	議 第 五十七号	五條市国民健康保険税条例の一部改正について
第 九	議 第 五十八号	五條市滞在体験型観光施設条例の一部改正について
第 十	議 第 五十九号	五條市下水道条例及び五條市簡易水道給水条例の一部改正について
第 十一	議 第 六十号	五條市営住宅条例の一部改正について
第 十二	議 第 六十一号	五條市上水道事業給水条例の一部改正について
第 十三	議 第 六十二号	五條市簡易水道設置条例の一部改正について
第 十四	議 第 六十三号	町の区域及びその名称の変更について
第 十五	議 第 六十四号	市立五條文化博物館に係る指定管理者の指定について
	議 第 六十五号	五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定について
	議 第 六十六号	五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定について
第 十六	議 第 六十七号	五條市滞在体験型観光施設に係る指定管理者の指定について
第 十七	議 第 六十八号	奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について
	議 第 六十九号	奈良県市町村総合事務組合の規約の変更について
第 十八	議 第 七十号	平成二十五年五條市一般会計補正予算（第四号）議定について
第 十九	議 第七十一号	平成二十五年五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）議定について
第 二十	議 第七十二号	平成二十五年五條市下水道事業特別会計補正予算（第一号）議定について

第二十一 議第七十三号 平成二十五年度五條市水道事業会計補正予算（第一号）議定について
第二十二 発議第十三号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十二名）

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大	益	吉	山	福	岩	窪	吉	宗	牧	平	養
谷	田	田	口	塚	本		田	部	野	岡	田
龍	吉	雅	耕			佳		康	雅	清	全
雄	博	範	司	実	孝	秀	正	寛	一	司	康

欠席議員（なし）

説明のための出席者

事務局職員出席者

市長	市長公室長	総務部長	危機管理監	すこやか市民部長	あんしん福祉部長	産業環境部長	都市整備部長	西吉野支所長	大塔支所長	教育部長	水道局長	消防長	会計管理者	市長公室次長	秘書課長	財政課長
堀 太	青 堀	竹 櫻	山 櫻	谷 山	辻 谷	新 辻	森 新	森 森	町 森	中 町	中 中	上 中	河 上	竹 河	和 竹	
田 内	山 内	田 内	井 田	本 井	口 本	井 口	本 井	本 本	本 本	口 本	永 口	南 永	村 南	本 村	田 本	
好 伸	智 成	和 敬	邦 敬	幸 邦	信 幸	健 信	浩 健	敏 浩	正 敏	仁 正	孝 仁	康 孝	勝 康	剛 勝		
紀 起	博 吉	彦 三	美 彦	雄 彦	彦 雄	夫 彦	行 夫	弘 行	治 弘	充 治	克 充	男 克	友 男	治 友	明 治	

速記者	事務局主任	事務局係長	事務局次長	事務局長
柳ヶ瀬	片山	笹谷	久保	乾
五	仁		雅	
美	美	豊	彦	旬

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――

これより日程に入ります。

○議長（益田吉博） 日程第一、一般質問を行います。

この際申し上げます。質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問は申合せのとおり、全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

十二番、大谷龍雄議員の質問を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄質問席へ〕

○十二番（大谷龍雄） それでは議長の発言の許可をいただきましたので、通告順に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、一番、地域公共交通におけるデマンドバス及びデマンドタクシーの予約制度の改善について。

(一) 五條市と比較した他の自治体の取組について。

(二) 五條市が行った……、これは削除いたします。

御存じのように、五條市のお年寄りの一人暮らしの世帯が一千二百九十七世帯、二十四年度でね、高齢者のみの世帯が一千百三十三世帯となっておりまして、これを併せますと二千三百世帯ぐらいに年々増加しております。

したがって、その中で、民間の交通機関の撤退が行われておりまして、皆さん方も御存じのように五條市としての地域公共交通体制も年々強化をいただいておりますけれども、しかしこの間五條市の広い範囲を回らせていただいた中で、市民の皆さん方の声を聴かせていただきましたが、やはり一番強い要望は、当日予約でも利用できるようにしてほしいと。また、障害のある皆さん、足の弱い皆さん方からは、家の近くまで迎えに来て目的地まで送ってほしいという、この要望が非常に切実な要望になっております。

したがって、他の議員さんからも質問ありましたけれども、私もこの間九月議会、またその前の六月議会におきまして、吉野町の当日予約制の内容も明らかにして、朝一番の予約は前日で仕方なくても、二番からは当日予約でも利用できるようにできないかということで提案をさせていただいてまいりましたけれども、今日は三郷町のフルデマンド方式を紹介いたしまして、再度、当日予約の改善を求める次第でございます。

三郷町は、予約は三十分前でも受け付けるということです。そして早い目の予約はもう一週間前からも受け付けるということで、この予約の受けは、全て斑鳩町のタクシー業界の皆さん方に委託しております。そのシステムはコンピュータシステムを導入しているということです。そして運行範囲は、三郷町全体はもちろんのこと一部斑鳩町、平群町そしてJR王寺駅まで運行していると。料金は三百円、五百円、七百元という状況ですね。タクシー業界への委託料は距離制と、以上のような内容でフルデマンド方式でやっているわけでございます。

したがって、吉野町でも三郷町でもやはり当日予約でもできるという、この証明をされているわけですから、五條市もこれから計画の見直しに入ることですから、是非ともまず当日予約でも利用できるように改善すべきではないかと、そしてそれと併せてやはり足に障害のある方の切実な要望にお応えできるように、家の近くまで迎えに行つて目的地まで送るといふ、このフルデマンド方式も検討して、条件の厳しい方を当面対象にしたフルデマンド方式も、現在の方式等を組み合わせて、やはり検討していくべきではないかと思っております。答弁お願いしたいと思います。

○議長（益田吉博） 檜内市長公室長。

○市長公室長（檜内成吉） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

三郷町の公共交通の取組につきましては、行政側といたしましても、担当職員を先月派遣いたしまして、その内容の報告を受けておるところでございます。ただいま議員がおっしゃっていただいたとおり、三郷町におきましては、フルデマンド方式で、予約につきましては一週間前から当日三十分前までの予約ができ、運賃につきましては、距離に応じて、三百円、五百円、七百円ということとなっております。でございます。

そこで、本市におきましては、現在前日までの予約にて、一乗車につき大人二百円、小学生以下の子供及び障害をお持ちの方は無料にて乗車していただいておりますが、十月に実施いたしましたアンケート調査の結果から「当日の予約を可能にする」や「フルデマンド方式での運行をする」といった御意見を多数いただいております。第三次の五條市地域公共交通総合連携計画を策定する上で、視察してまいりました三郷町の運行形態も参考とし、当日予約制を踏まえたフルデマンド方式による運行形態を見据えて、より地域特性や市民ニーズに即した地域公共交通網の整備を検討していく予定であります。

また、近々、本年十月よりフルデマンド方式による運行を開始いたしました香芝市の交通形態につきましても、担当職員を視察に派遣するなど、他市の事例も参考といたしまして、本市の公共交通がより利便性よく、市民の足となる運行形態の構築に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） ひとつ次の計画に組み込めるように頑張つてやっていただきたいというように思います。

次にいきます。大きな二番、国民健康保険税の負担軽減について。（一）法定繰入金及び法定外繰入金について。（二）国民健康保険財政調整基金の繰入れについて質問いたします。

御存じのように、ここ十数年間、五條も日本も大変な不況です。そして具体的には仕事があっても収入が減ると、そして今まで仕事があった方でも仕事がなくなるというこの状況の下で、我が五條市も国民健康保険税の所得割はかなり減っておりますし、市民の市民税、県民税また所得税もずっと減り続けているという、こういう広範囲な影響が今ありまして、もう国保会計も大変ですけれども、五條市の収入源も大変

だということになっているわけでありますけれども、そんな中で、何とか国民健康保険加入者の低所得者の皆さん方には負担を掛けないという目標で、今年の三月議会では一般会計からの繰入れを八千万してくれています。また国民健康保険特別会計からの基金の繰入れも一億五千万してくれましたね。合計で二億三千万ですね。そういうことで努力していただいたんですけれども、それでも所得の少ない方の国保税の引上げは抑えられましたが、一番収入の多い方の国保税の引上げになったわけですね。そういう、ぎりぎりの努力をしていたいただいているわけですが、今年も来年三月の決算月まで後もう四箇月と迫っておりますけれども、国保会計の来年決算を見た収支の見通しはどんなものであるのか明らかにしていただきたいと思っています。

そして厳しいことも間違いありませんので、これはもう大変なんですけれども、しかし先ほど申し上げましたように、市民の皆さん方も国保加入世帯の皆さん方もこれはもう収入減で大変ですから、今年の三月議会でも繰り入れていただいた一般会計八千万、国保基金一億五千万というこの繰入れからしますと、国保基金はもう九月決算時期で一千五百万円ぐらしか残っておりますので、国保基金からの繰入れは大変厳しいですけれども、一般会計の繰入れとして、やはり今年のこの繰入れの二億三千万に近い繰入れをして、国保会計加入世帯の低所得者の皆さん方の負担を軽減するために努力していただく必要があるのではないかというふうに強く意見申し上げるわけですが、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（益田吉博） 山本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（山本邦美） 十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

国民健康保険は高齢者や無職者、低所得者など社会的・経済的な面で弱い立場の人々を受け入れるなど、構造上において弱い弱な問題を抱えていることや制度発足当時に比べ高齢化、医療の高度化など社会情勢の大きな変化から国民健康保険財政は大変厳しい状況にあります。

平成二十四年度に保険税率の改正を行うとともに、国民健康保険財政調整基金から一億五千万円を繰り入れ、平成二十五年度においても一般会計から法定繰入金三億七百万円、法定外繰入金八千万円、全体で三億八千七百万円を繰り入れていただき、また、国民健康保険財政調整基金から一億五千万円の繰入れを予定しております。

この繰入れにより、国民健康保険財政調整基金残高は一千五百七十万円となります。

このような状況の中、五條市の経済状況では国民健康保険税の増収も望めず、平成二十六年度の国民健康保険財政はなお一層厳しい状況で推移しています。

平成二十六年度の予算計上においては、平成二十五年度の法定外繰入額及び国民健康保険財政調整基金繰入額に相当する法定外繰入れをお願いすることを考えております。

平成二十七年以降、奈良県単一の国民健康保険制度となる予定の平成二十九年までについては、今後、国民健康保険運営協議会において保険料の適正化を含め検討をしていただくこととなります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 来年度の予算編成に向けて今答弁ありましたように、今年と同額ぐらいの繰入れを行っていただくように強く要望してきます。

ここでもう一つ強調したいのは、国民健康保険特別会計に対しての国の負担金は現在大体三八・五パーセントと言われていますね。しかし発足当時は、国の負担割合は四五パーセントあったんですね。ところが今、三八・五パーセントに減っていますから、これも大変な国保会計の厳しい要因になっていますから、その都度県・国に対して国の負担率を元の四五パーセントに引き上げるように強く要望すべきだと、もう要望していただいていると思いますけれども、実現するまでね。そしてパーセントで言いますと、ちよつとわかりにくいから九月決算月の国保会計の保険給付費を一つの例にとって試算しますと、大体九月決算月の国保会計の保険給付費は大体二十九億数千万でしたから、約三十億円と見て試算しますと、四五パーセントの場合は十三億五千万円になりますね。三八パーセントの場合は十一億四千万円になります。だから大体今三八・五パーセントぐらいですから、国が負担しているのは大体十一億四千万円ぐらいやと思うんですね。しかし元へ戻して四五パーセント国から負担してもらったら、十三億五千万円になりますからね。二億円の差があるわけですね。だからやっぱり五條市のこの会計から二億円といったら、これは相当な額ですので、やっぱり国に対して、元の四五パーセントの負担に戻すよう強く要望していただくよう申し上げます、次に進みます。

大きな三番、衛生行政について、（一）やまと広域環境衛生事務組合加入に伴う中継所の確保について。（二）資源ごみの分別と無料化について。（三）衛生センター建て替えに伴う二見地区からの要望書への的確な対応についてでございます。

議長、（一）と（二）は一緒に質問させてもらって、（三）は分けて質問させていただきます。

御存じのように、みどり園が建設されまして、長年の市民の皆さん方のごみ要望がほぼ解決できるという状況で今日まで約二十年間みどり

園周辺の皆さん方の御協力の下、推進することができてきたわけですが、しかしみどり園を建設させていただく上において、周辺の皆さん方と五條市との間には協定書というものを結ばれました。この協定書の基本年限は二十年となっているわけであります。附帯条項として条件が合って周辺の皆さん方の合意がいただければ五年延長できるということになっているわけでありますけれども、しかしもう二十年も御協力いただいた上で再度延長していただければ良かったわけですが、太田市長直接依頼に行かせていただいた中でも、五條市との間の合意である基本年限の二十年は守ってほしいという皆さん方のお返事でしたので、議会の可決の下、やまと広域の方へ加入せざるを得なかったわけであります。そのやまと広域の加入に関しまして、議員の皆さん方、関係者の皆さん方の強い声として、御所までは、一般の市民は持つて行けないということで中継所を確保するということで、今まで理事者も議員も検討してきているわけでありますけれども、そして中継所はどれぐらいのごみを受けなければならない中継所になるのかということ、私の調べた範囲内で申し上げますと、今度御所に予定のごみ処理場は、処理場の内容はまだ決定しておりませんが、主な施設は決まっております。その一つは、ごみを燃やす焼却場、大きな大型ごみを破碎する破碎機、そして大阪のフェニックスへすぐに持って行けるような不燃物も受け、これに限定されますからね。だから五條市の中継所を確保して中継所で受けないかというごみは大変種類も多いし、量で言っても多くなるというふうに考えなければならぬと思いますね。

したがって、この是非とも確保しなければならないこの中継所の確保について、今申し上げましたことを参考にさせていただいて、早めに適切な対象地域、関係者をお願いをしなければならないということになるわけですが、関係部長の答弁をお願いしたいと。

そしてそれとの関連ですが、資源ごみの分別と無料化についてですけれども、今申し上げましたように、もう御所にはリサイクルセンターはありませんからね。ごみの分別は一切向こうではやってくれません。五條市の中継所で受けなければならないということになりますから、やはりこの間古紙等を市民の皆さん方の協力で分別して、無料で収集させていただいて、そして資源として売却するという事になっておりますけれども、まだまだ市民の皆さん方の御協力で分別すれば売却できるという、その資源ごみがあります。例えば、鉄・アルミ・スチール缶・アルミ缶といった、そのほかにももうちよつとありますけれども、こういった分別さえすれば一定の金額で売却できるというものは、市民の皆さん方にも御理解いただき、また御協力もいただかなければいけませんけれども、分別に取り組んで、そして売却できるやつは無料で市民の皆さん方にお返しするという、この取組も中継所の確保とともに今計画的に取り組んでいかなければならないのではないかと思いますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

現在のスケジュールでまいりますと、平成二十九年度以降、やまと広域環境衛生事務組合で、可燃ごみの処理を実施することになります。これまで、市民の皆様が直接みどり園へ持ち込まれていたごみにつきましては、新施設までの距離が遠くなること、また新施設へ個々にごみを持ち込まれますと、車の混雑により周辺地域の皆様方に大変迷惑を掛けることが懸念されることから、市内に中継所を設置し、ごみをまとめて運搬する予定でございます。

現在、一般家庭から直接持ち込まれるごみは、年間約二、〇〇〇トンであり、事業系の直接持ち込みを含めると約三、三〇〇トンのごみを中継する必要があります。

今後、これらを踏まえ、中継所の規模、設置場所、搬送方法、また資源ごみのストックヤードなどを詳細に検討し、搬入から中継、搬送をスムーズに行えるよう検討してまいりたいと考えております。

また、資源ごみの分別につきましては、五分別で周知を図っているところですが、そのうち可燃ごみの中で資源可能な新聞・雑誌・段ボールの古紙類につきましては、今年六月から、市民の皆様にご協力いただき無料化を実施しているところであります。十一月までの半年間で、約一二〇トンの回収実績でございます。

また、同時に瓶の回収につきましても、割れることなく確実に回収するため、古紙と一緒に無料回収を実施し、この半年間で四二トンを回収しているところであります。今後も引き続き、市民の皆様にご協力いただき、古紙・瓶類の回収率向上を図ってまいりたいと考えております。

また、缶・金属類につきましては、当分の間、分別の徹底を奨励していきたいと考えておりますが、地区自治連合会で行っていただいております資源集団回収に出していただければ、無料で引き受けることができますので、御利用いただきたいと考えております。

将来的におきましては、市民の皆様の負担をできる限り軽減できるような資源化の方法を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） はい、ひとつ答弁の方向で頑張っていたきたいと思います。

付け加えて申し上げますと、中継所が関係者の協力で確保できたとしても、中継所へ持ち込むごみの量を減らさなければなりませんので、この間ほかの議員さんも私もまた関係者も意見を挙げておりますように、自治会に加入してないから、自治会のごみ集積所に置けないから直接みどり園へ持って行かなければならないという、こういう方もおられますけれども、こういった解決をすれば、五條市の委託業者が収集してるわけですからね、それで収集していただいたら、持ち込みの必要なくなりますからね。こういった解決とか、そのほか古紙等の無料収集もやっていただいておりますけれども、持ち込みも受け取りますけれども、できるだけ無料収集に出していただくように、もっと啓発、啓もうをしていただいて、早く持ち込み量を計画的に減らしていくということにも併せて取り組まなければ、中継所の人件費その他施設費を節約することはできませんからね、この辺にも力入れて、ひとつ頑張っていたきたい。

(三) 衛生センター建て替えに伴う二見地区からの要望書への的確な対応について質問します。

皆さん方も御存じのように、今衛生センターも建設をさせていただいております。二見地区、特に周辺川端地区の皆さん方におかれましては、皆さん方から出された要望に対する確実なまだお答え、また確実な約束を、まださせてもらっていないんやけれども建設には同意していただいているわけですね。ここまで二見地区・川端地区の皆さん方は誠意的に協力をしていただいていますから、だから二見地区の皆さん方から出されたこの要望には、的確、適切にお応えさせていただくという姿勢で臨まなければならないのではないのかなというふうに思います。

九月議会でいただいた二見地区各単位自治会の皆さん方の要望の内容を見せていただいておりますけれども、幾つかございますけれども、全ての単位自治会に共通するのは環境整備、その一つとして防災公園、多目的広場、パークゴルフ場等々、これが二見地区の単位自治会のほとんどの皆さん方の要望に入っておりますからね、これは何としてもお応えしていかなければならないのではないかと思います。そのためには皆さん方の具体的な考えも聞かせなければ、前々からこの理事者の皆さん方も我々議員も言うておりますように、川端地区には五條市の公社用地が四箇所ありますね。四箇所。一番大きな公社用地から申し上げますと、昔の国鉄の貨物駅になったところは変形しておりますけれども、長さ三四〇メートル、幅大体五〇メートルありますね。この一部は吉野川の堤防に掛かりますから、それにとられるわけでありまして、それでもかなり広い公社用地はありますね。

次は、衛生センターと県の浄化センターの前にあります用地ですけれども、一番広いのは幅三〇〇、長さ三〇〇、幅が大体平均しますと八メートルから九メートル、もう一つ県の浄化センター横に公社用地がありますけれども、これは大体長さが七五メートル、幅が一五メートルです。そしてもう一つは老人福祉施設ローズの前にございます公社用地ですけれども、これが長さ一〇〇メートル、幅が一二メートルの用

地、そのほか公共用地、代替地とかいろいろありますけれども、公社用地は大体これ四箇所だと思えますけれどもね。この用地を基本的に利用していただいて、皆さん方の御要望にお応えできるようによく話し合いをしていただく必要があるのではないかなと。

それに関連して申し上げておきたいのは、県の浄化センターの横にも地元川端町や二見町の皆さん方優先ということで、県の浄化センター建設の当時からここにも公園がありますね。その内容は、広さは長さ一〇〇メートル、幅三〇メートルでその中にグラウンドゴルフ場・テニスコート・駐車場と、これだけあるわけですね。これも、地元優先ということで造られておりますから、平日の朝は九時頃から五時頃まで、土曜日、日曜日にも前日に予約していただいたら使っていただけますと云っていますから、この県の浄化センターの横の公園も活用していただいて、県のこの公園と同じような御要望についてはここを利用していただいて、この県の浄化センターの公園の内容で納得していただけないやつは公社用地を活用してお応えしていくというこの姿勢で自分お話をさせていただくのが大事ではないかなというふうに思いますね。

パークゴルフ場の御要望もたくさんあるんですけれども、パークゴルフ場は御存じのように大淀町にあります、大淀町の調査に行ってきたわけですが、公式の競技は日本パークゴルフ場協会の中で決まっているらしいですね。だからその規定に従わなければ公式なルールはできませんけれども、そうでなければパークゴルフ場は長方形であつても真四角であつても、どんな用地であつても競技用地は確保できるというふうに、大淀町の担当者は説明していただいております。

したがって、その辺も参考にしていただいて、二見地区の皆さん方の御要望に的確にお応えしていただくことが大事なのではないかなというふうに思います。

御存じのように公社用地が四箇所もあると言いましたけれども、この用地を活用するにしても、五條市の土地開発公社から五條市がいったん購入せなあきませんからね。これだけでもかなりの費用がかかりますから、すぐ公社用地を全部活用したらええというものでもなく、節約しなければならぬということになりますから、その辺は頭に置いていただいて、できるだけ二見地区の皆さん方の一番求めておられる要望には的確にお応えするということが大事ではないかと思えますけれども、答弁をお願いします。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

要望書につきましては、六月十七日付けで二見地区自治連合会から正式に「新し尿処理施設に伴う周辺整備について」の表題で提出されました。

これを受けて、七月二十七日・八月十日の両日、関係課十一課による二見地区自治連合会に対する要望書の内容確認の聞き取りを行うとともに、現場確認を自治会の方々と実施しました。

現在は、要望書の内容を精査、検討しているところであります。

今後は、二見地区自治連合会内に設置されました二見地区環境保全専門委員会の皆様と連携を密にし、衛生センター周辺にある土地開発公社用地を最大限有効に利用できるよう、二見地区自治連合会と締結した環境整備事業に伴う覚書を基本とし、公園整備を進めてまいりたいと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 二見地区の皆さん方の御要望は、今私が申し上げた以外にも切実な御要望もありますので、それらも含めて検討していたいて、よく話し合いをしていただいて、的確にお答えさせていただくように頑張っていたきたいと思います。

次にいきます。

大きな四番、台風十二号による大塔町の災害に係る安全・確実な復旧・復興工事と住民の安全対策。（一）災害復旧工事の完成年度から見た仮設住宅入居者の今後の見通しについて。（二）県道篠原宇井線の冬期における通行対策について質問します。

九月議会で仮設住宅の入居者の皆さん方の人数、また大きな災害復旧工事の完成年度を質問いたしましたして、その中で答弁をいただいたのは九月四日現在、大塔住宅では十一世帯二十二名、五條住宅で二十六世帯四十三名の方が入居しておられまして、仮設住宅の延長は来年二十六年の八月まで可能だという答弁をいただいたんですけれども、復旧工事の完成年度ではこういうふうに答弁していただいていますね。清水地区では平成二十八年完成の見込み、そして辻堂地区、赤谷B地区では平成二十七年完成の見込みですね。宇井地区、辻堂地区、惣谷地区関連では二十六年の見込み、辻堂地区は一部二十五年、今年で完成するやつもありますけれどもね。こういうふうな完成年度が一番遅れるのは二十八年、次に二十七年、二十六年とこうなりますので、仮設住宅の延長が来年の八月ぐらいいまで延長していただいても、これで自宅へ帰りたい方々が来年の八月までの延長だけで帰っていただけるのかどうか。この工事の完成年度から見ても、その辺をちょっと答弁をいただきたいと。

それから一緒に質問しますけれども、（二）の方ですね。県道篠原宇井線、これは夢乃湯から左へ入って惣谷・篠原へ通じている県道二三五号線のことですね。御存じのように、途中クマミ谷で大きな山崩れがありまして、原因調査と施工方法の調査でかなり何年も掛かって、や

つと来年二十六年完成見込みでいけるのではないかとというふうに答弁いただいておりますけれども、これから冬場に掛けて工事が進むと思うんですけれど、御存じのように、あの県道篠原宇井線が通行止めになりますと、惣谷地区の皆さんも篠原の皆さん方も、ぐるっと遠い、一般的に言われております高野辻ヘリポートの、あの道を回らなければなりません。正式名は林道殿野篠原線ですけれどね。しかしこの高野辻ヘリポート周りは、十一月から雪が降り、凍結するというような寒さの厳しいところですので、この辺の積雪、凍結対策を昨年度業者委託でとっていたいておりますけれども、さらにこの冬もその対策をとっていただくとともに、同時にこの県道篠原宇井線、二三五号線を通行止めされますと、惣谷地区の皆さん方、篠原地区の皆さん方も危険な高野辻ヘリポート回りで仕事、用事をしなければならないわけですね。しかし昨年度の高野辻ヘリポート周りの積雪・凍結対策を業者委託していただいておりますけれども、夕方からは業者でも作業ができないというぐらいひどく冷え込んで、凍結が厳しく積雪も厳しいという状況ですので、県道篠原宇井線は工事しなければならないときでも最低時間制限で通行できるとか、工事のしてないときは通行できるように、県との協議の中でそういう配慮が必要ではないかというふうに、地元の皆さん方も強く要望しておりますので、申し上げるわけですが、この点も答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（益田吉博） 森本大塔支所長。

○大塔支所長（森本敏弘） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

まず初めの仮設住宅の今後の見通しということでございます。

紀伊半島大水害により甚大な被害を受け、現在国土交通省を始め林野庁・奈良県・五條市が一丸となって復旧事業に全力で取り組んでいるところでございます。

しかしながら、現在、避難指示、避難勧告を解除できない地域が辻堂・飛養曾・引土・赤谷地区で二十二世帯と被災者が入居を予定しております改良住宅希望者六世帯、合計二十八世帯がございます。

五條市といたしましては、関係機関と協議をしながら、柳谷・鍛冶屋谷・辻堂地区の災害関連緊急砂防事業、堂平地内の地滑り対策事業などの災害工事の進捗を見据え、平成二十六年八月末を目途に、ある一定の安全性が確保できた段階で、避難指示、避難勧告の解除を協議し、また一日も早く元の生活に戻っていただけるよう検討を重ねた結果、二十八戸の応急仮設住宅の使用期限を平成二十六年八月末まで延長していただいたところでございます。

また次に、冬期における通行対策についてでございます。

五條市大塔町惣谷地内において、平成二十三年の台風十二号で発生いたしました大塔町クマミ谷地滑り対策事業に伴い、県道篠原宇井線が通行止めとなっております。現在、惣谷・篠原の住民は市道殿野線の一部、林道殿野坪内線及び林道殿野篠原線を県道のう回路として利用していただいております。

しかし、林道の標高も高いところで約一、〇〇〇メートルあり、冬期におきましては凍結、積雪がありますので、地域住民の安全を考え、五條土木事務所と協議の結果、本年度も昨年同様、雪寒対策として除雪作業、凍結防止剤の散布等を県土木で実施し、安全対策を行っていただいております。

なお、地域住民などの救急業務につきましては、県道を安全確認しながら通行することができるよう配慮いたしております。

五條市といたしましては、冬期の通行時間制限等につきまして、五條土木と協議検討をしましたが、住民の安全等を考慮すれば、う回路を維持管理しながら通行していただくことが最良であるとの判断であります。

地域住民の方々には大変御不便をお掛けいたしますが、御理解いただき、早期事業完了に向けて取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 避難者の皆さん方が来年八月までに自分の家に戻れるように、災害工事は危険な地域の工事ばかりですから危険を大変伴いますけれども、安全確実な工事をしていただいて、平成二十六年八月には避難者の皆さん方が自分の家や公共住宅に戻れるように頑張っていたきたいというふうに思います。

県道篠原宇井線の工事につきましては、申し上げましたように、工事も早くしていただかないけませんけれども、これからの冬場の対策を答弁にありましたようにとっていただきながら、県道篠原宇井線の通行も状況を見ながらできるように県との協議を重ねていただきたいというふうに思います。

それでは次にいきます。

大きな五、気象情報に基づく危険な地域の住民に対する早期の避難誘導及び安全な避難所の案内と提供についてでございます。

御存じのように、五條市は大塔町災害、また今年は台風十八号による西吉野・大塔の災害、また全国的には伊豆大島の災害、世界的にはフ

イリピンの災害等々毎年日本でも世界でも地球温暖化が原因と考えられる異常気象によって多くの人が命を奪われているわけですが、それでも、この異常気象の原因をなくす地球温暖化対策の取組も、今五條市も日本も世界的にも頑張っておりますけれども、大きな異常気象が来る前には早くそれを捉えて危険な地域にお住まいの皆さん方には早めの避難誘導させていただく、これがこの間の大塔町災害、伊豆大島やフィリピンの災害からも明らかになっているわけでありますので、これは意見の食い違いはないわけでありますけれども、同時に危険な地域の皆さん方に避難誘導する場合には、この避難所に行ってくださいという安全確実な避難所の案内もセットで案内させていただくと、そして提供させていただくと、これが必要になっていくことは言うまでもないわけですね。

したがって、今防災計画の見直しで、これらのことも見直しをやっていたというふう思うわけですが、しかし今指定されている五條市の百以上ある避難所の中には、建物的には弱いような建物、そして吉野川増水に関してはちよつと川の近くにありすぎて心配なところも避難所になっているとかいろいろありますから、だからその辺の見直しも含めて、現在五條市にある避難所として使っていたものを新たに選り上げて、その中でも一番吉野川増水やら地震やら山崩れやらいろいろ災害の内容はいろいろですからね。それに応じた避難所を指定していただくということが今もう取り組まれていると思いますけれども、その点について特に目配りをしていただきたい。

例えば、ある地域において公共施設が二つも三つもあると、しかしそのうちの一つが避難所になっているけれども、避難所になっていない二つの公共施設の方が避難所の条件としては整っているというような状態に今なっているところもあるのではないかと思うんですね。

そしてもう一つはこの間小学校、中学校の校舎の耐震化もほぼ進めていただきました、完了を目指しております。また、小・中学校の体育館の耐震化も進めていただきました、もう少しで完了というところだと思います。また、保育所の耐震調査も今進めていただいております。このように新たに耐震工事が終わった小・中学校の校舎、体育館等々もこれはもう私から申し上げるまでもなく、おわかりやと思いますけれども、どんどん避難所に組み込んでいくということ等併せて、避難誘導する場合は安全確実な避難所に案内し提供させていただくという、このことに防災計画の見直しはいろいろありますけれども、重点を忘れずにやっていただく必要があるのではないかと思いますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（益田吉博） 櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三） 十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

本年十月に発生しました台風二十六号により伊豆大島では死者三十五名、行方不明者四名を出す甚大な被害が発生しました。

その際に、行政から避難勧告等が出されず、早期の避難誘導が適切に行われなかったことが問題であると指摘されています。

市の早期避難誘導に対する対応は、一昨年の紀伊半島大水害等による教訓に立ち、五條市地域防災計画の見直しを行う中で、市民の皆様
の命を守ることを最重要課題とした、少しでも早い時期に多くの方が安全かつ素早く避難行動が行えるような実効性があり具体性と迅速性が
確保されたスキームの構築を進めております。

また、奈良地方気象台を始めとした関係機関との更なる連携や情報共有の強化にも努めております。

最悪の事態を想定し、疑わしいときには行動を起こし、空振りも喜ぶべきであり許されるが見逃しは許されないといったスタンスで積極的に
市民の皆様に対して情報の発信を行い、有事に際し、考えられる最善の対策が取れるように万全を期したいと考えております。

次に、安全な避難所の案内と提供につきましては、本年六月二十一日に改正されました災害対策基本法を受けて、現在、全ての指定避
難所の調査見直しを行っております。従来、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が必ずしも明確
に区分されておらず、東日本大震災では被害拡大の一因となったところでもあります。

防災設備の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、洪水や地震など異常な現象の種類ごとに安全性が確保される施設又
は場所を指定避難所や指定緊急避難場所として指定し、その内容を五條市地域防災計画に定めてまいります。

市民の皆様には、今後「五條市地区別ハザードマップ」などを通じて周知させていただきたいと考えております。

また、避難所への避難誘導標識の設置も順次進める方針であります。

災害時の避難勧告等を発令する際には、今後も「この地域の住民の皆様は、どこの避難所に避難する。」といった具体性を持たせるととも
に、各地区の自主防災組織と連携を密にして対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 答弁の方針として、ひとつ頑張っていたきたいと思います。

次、六番、消防広域化に伴う体制の強化について質問します。

もう何遍もさせていただいておりますので、簡単にさせていただきますけれども、消防の広域化は御存じのように、奈良市と生駒市を除い

た全ての奈良県下の消防署が広域化になって一本になるということです。その中で、消防署本部は橿原の消防署の中に設置するということになるわけですが、一一九番を掛けた場合は、その橿原に設置される消防署本部の中の通信司令室に一本で受けるということになります。その受ける受信機器の台数が八台で受けるという計画になっておりますけれども、これは非常に危険な状況に陥って、消防署としての責任を果たせないことも考えるべきではないかということを含めて今まで申し上げました。

その理由を申し上げますと、奈良市と生駒市以外の消防署の平成二十三年度の一一九番の通報数は一年間で八万七千九百二十九回あるわけです。これを八台で受けると。だからこれは一台一日でいいますと、一年三百六十五日で割りますと、二百四十回ありますね。一時間で言いますと十回入ってくることになるわけでありますね。二十三年度算ですから数字が同じやと言いませんけれどね。これを八台でね。

五條市の場合は、平成二十三年度の決算で言いますと、一年間で三千二十七回、一一九番が入ってますね。これは今現在二台の受信機器で受けているわけですね。五條市の三千二十七回で割りますと、八万七千九百二十九回というのは約三十倍になりますね、三十倍。だから単純計算でいきますと、五條市が今二台の受信機器で受けてますから三十倍掛けますと六十台ということになりますよ。六十台。しかし八台で受けるとなっているわけですね。これを二倍・三倍に増やしたかつて二十四台ですからね。だから六十台にもせえとは言いませんけれども、これは余りにも一一九番掛けても話し中、話し中で通じないということが起こるんじゃないかということを今まで指摘させていただいているわけですね。

御存じのように、市民の皆さん方や住民の皆さん方が一一九番に掛けるときの用事は、大きな火事が起きているときとか、重病の方がおるときとか、交通事故で大変な人身事故に遭っているとか、もう切羽詰ったときばかりですからね。そんな普段何にもない用事で一一九番掛けませんからね。だからそういうときには、そういう連絡はスムーズに消防署は受けて、現地への到着は消防指針では「六分三十秒で現地へ到着する目標で頑張りなさい」とこうなっておるわけですね。だからこれが遅れたら、火事の場合は周辺に類焼するし、重病人の場合は命は助からないということにもなっていますから、この一一九番を受けるといふ消防署の業務の一番最初の入口の業務は、これはもう非常に重要な業務ですから、私は八台の受信機器では駄目だということを申し上げていたんですけれども、この間どのように検討されて、どういう見解を持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

消防職員の人数についても、もう一度申し上げますけれども、奈良市・生駒市以外の消防署の現在の消防職員は一千二百八十九名ですね。これは既に法律に照らして六十二名も減っているんです。それを更に消防広域化になりますと、ここからまだ更に六十三名減らすという計

画を持っているわけでありませうけれども、御存じのように大きな災害では東海・東南海・南海地震、またそれまでに五條市大塔災害、今年はまた西吉野災害、もう五條でも日本の国内でも何年か先の東海・南海地震よりも大きな災害が起こっているわけですからね、目の前で。だからやっぱり消防職員を減らすというのはいいことないん違いますかね。

一方では大きな災害のときには協力してもらおうと思って、災害協定を結ばないといけないような取組をしているわけです。それなのにその災害のときには基本中心となつて頑張ってもらわないといけない消防職員を減らすというのは、これええことないん違いますかね。その辺ちよつと今まで何回も申し上げましたけれども、もう一遍答弁をお願いしたいと思います。

○議長（益田吉博） 中南消防長。

○消防長（中南仁克） 十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

消防の広域化に伴う消防情報通信システムの整備は平成二十六年から平成二十七年までの二箇年で構築するもので、平成二十八年度からの運用となるものでございます。

このシステムは九十万人の政令指定都市を参考に大規模災害時にも対応可能なシステムの構築を目指しております。

通常業務では一一九番の受信席を八席としておりますが、大規模災害発生時には一一九番がふくそうし集中して入電する、そういった場合にはワンタッチ操作で瞬時に受信能力を通常の八席から最大二十四席に拡張できるシステムの構築を目指しているものでございます。

また、通信員についても通常は十二、三名を配置いたしますが、本部の警防要員を速やかに通信業務に振り替えできる体制の確立に向け検討しているところでございます。

そしてN T T回線につきましては、一一九番の引き込みを二重化としております。更に万全を期すため、非常時には最寄りの消防署でも一一九番を受信できる機能を構築するものでございます。

議員が御指摘のとおり市民の命をつなぐ一一九番でございますので、今以上により強固に、より確実に運用できるよう進めてまいりたいと考えております。

そして、人員の削減でございます。これは従来行っておりましたそれぞれの消防本部においての本部事務、そういった機能を広域の本部の部分で一本化されます。そのために従来の消防本部事務の中での削減でございます。本部においての一本化という部分での人件費削減に伴う人員を削減するものでございます。そういったもので、一一九番についてはより強固に、より確実にさせていただきます。

御理解をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博）大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）消防署としての責任、任務をやり遂げられる広域化の体制を確立するように、私の提案も含めてよりもっと深く検討されるように申し上げて、次にいきます。

議長、ちょっと申し上げます。時間がありませんので、六番と七番は私の質問の内容だけ申し上げまして、答弁はお断りしたいと思います。六番、七番、三一〇号線の安全対策ですけれどね、十二月一日の日曜日に私ちよつと用事あって三一〇号線を走って上之から上の急カーブでいいますと、第一、第二カーブのところまで行ったときに、五條市の方から上がって行った乗用車と大阪から来た自動二輪が衝突して、自動二輪の運転手は七メートルぐらい飛ばされて重体やったわけですけども、私よりも早く援助をしていただいていた三、四人ぐらいの皆さん方と警察と消防署に電話して、支援をさせていただいたんですけれどね。

現場を見ますと急カーブでもあるのに、カーブミラーはあっても急カーブの表示が道路にも立て看板にもないんですね。警笛鳴らせもないんですね。私は行ったついでやから、三一〇号線の頂上まで行って、奈良県側はどうなっているのか見たら、頂上までのトンネルまでは急カーブが六箇所か七箇所ぐらいありますけれども、カーブミラーは立っていますけれども、道路にも看板としての急カーブの表示もなければ警笛鳴らせも何にもないですね。

ところが、トンネルを越えて大阪側へ行きますと、急カーブここも多いですけれども、カーブミラーもありますけれども急カーブありという看板の表示は二箇所ありますね。そして警笛鳴らせも一箇所ぐらいありますね。だからその状況から見ましたら、奈良県側の三一〇号線の安全対策をもう少し土木とも協議していただいて強化していただきたいと。

その理由を申し上げましたら、この十二月一日はもう寒いわけですね。ところがその日はたまたまちよつといい天気やったらからね、私は二時半ごろ、そこで事故に出くわしたんですけれども、五條から帰って来られる乗用車、自動二輪、そして競輪用の自転車ですね。このお客さんがもう次から次へといっぱい帰って来るわけですね。たぶんこれは西吉野・大塔・十津川への観光客として行っていたいて帰って来られたお客さんばかりやと思うんですね。だからそういうふうに考えますと、御所市の水越トンネルありますけれども、危険であってもこの道路を使って十二月の一日でも途切れることないだけのお客さんが通過しているわけですからね。だから私の推測ですけども、景色の魅力ですね。景色の魅力と、そして自転車の方は自分を鍛えるということも兼ねてトンネルを通らずにこの三一〇号線を通って奥地、西吉野・大

塔・十津川の方面へ行っていたというふうに思うんですね。だから五條とこの奥地の観光振興のためにも、三一〇号線は危険やけれども安全対策を万全にして、通りたい人には通っていただくという、この体制をとることこそ五條・十津川・野迫川・奥地の観光振興にとっても非常に重要だと思いますね。だからその辺県土木とも協議して、カーブミラーだけやなしに、急カーブの表示を道路にもする、看板も作ると、そして警笛も鳴らせという、考えられること全てのことをやってもらうように、これはお金もそんなに掛からないわけですからね。ひとつお願いしておきたいと思います。

次の八番、地球温暖化防止対策の強化についてですけども、御存じのように数年前に京都で京都会議が、世界中の国々が集まってですね、地球環境を良くしようというところで行われたわけです。そのときの目標は、日本は二〇〇八年から二〇一二年の間で温室効果ガスを一九九〇年比較で、日本は六パーセント減らす、EUは八パーセント減らすということを決めたわけですね。ところがその結果、EUは目標超過達成、しかし日本は排出量は二〇一一年度には一九九〇年比で六パーセント減らすという目標やったのに、逆に三・七パーセント増やしてるわけですね。だからこれでは、この地球温暖化が原因と考えられる大塔災害とか、その他日本・世界の災害をなくすことに責任を果たせませんので、大塔町災害を体験した五條市からも五條市独自の温暖化対策を今やってくれていきますけれども、更に進めると同時に、日本の政府に世界の国々と歩調を合わせて、しっかりと温室効果ガスをなくす対策をとるように意見をきつちりと挙げられるように申し上げておきたいと思います。

次にいきます。（「十五分ぐらいです。」の声あり）はい。次にいきます。

市役所新庁舎建て替えに關しての基本方針についてでございますけれども、御存じのように、市役所の本庁舎は昭和三十六年に建設されまして、五十二年経過しております。別館が四十八年に建設されて四十年経過ですね。私も東日本大震災以前は、古くても中に鉄筋が入ってますからね、耐震補強でいくべきではないかというふうに提案させていただきました。しかし、東日本大震災以後はあの教訓から言いますと、やはりこの本庁舎を耐震補強だけではちよつと市民の皆さん方の生命、財産を守る災害対策本部を維持するのは難しいのではないかなというふうに判断いたしております。

建て替えの必要性の一つは今申し上げましたことと、もう一つは、市役所庁舎は職員の皆さん方の生命も守らなければいけませんけれども、全市民の生命を守る災害対策本部としての機能を維持しなければいけませんからね。維持ね。もう一つは市役所庁舎の建設には国・県の補助がないと聞いております。だから、活用できる合併特例債があるときに建設しておかなければ、この時期を逃したら今の五條と日本の財政状

況から言えば、建て替える見通しが立たないのではないかなというふうな点で私も庁舎建設につきましては必要だというふうにご考えております。

しかし合併特例債といえども、この七〇パーセントは交付税措置で返ってきますけれども、約三〇パーセントは五條市の負担になりますからね、使い方は慎重にしなければなりませんから、建設予定地の条件として、私は、大事な点を申し上げておきますけれども、まずは五條市内の中で地震の断層のないところ、今私が聞いておるのは金剛山の裾に金剛山嶺断層と金剛山の断層、五條谷断層が走っています。そしてもう一つありましたね、ちまた断層ですか。そういう地震断層のないところを選ばないかんのではないかなと。もう一つは吉野川の増水とか山林崩壊の影響のないところですね。もう一つは市役所庁舎やその他必要な公共施設を引っ付けるということであれば、その施設の敷地あるいは来庁舎や職員の駐車場の面積を確保できるところが必要ではないかなと。もう一つは、全市民の皆さん方の来庁してもらわなければならない庁舎ですからね、全市民の皆さん方から考えても利便性の高いところ、もう一つ最後は、お金の問題は絶対に忘れてはいけませんので、建設費用は合併前の見通しでは三十四億ということで挙げておられますけれども、今現在どうなるかは知りません。場所によっても違いますけれども、合併特例債の活用額の範囲内で建設できる場所をね。この辺が場所の選定では重要ではないかなというふうに私は思っております。

庁舎の構造の内容につきましては、ちょっとまた次の議会で提案させてもらいたいというふうに思いますけれども、この点について皆さん方、今進めていただいておりますけれども、どのように考えて進めていただいておりますのか、私の提案も含めて答弁いただきたいと思います。

○議長（益田吉博） 桧内市長公室長。

○市長公室長（桧内成吉） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

現本庁舎は、昭和三十六年にしゅん工し、築五十年以上が経過しております。

これまでの間、施設の長寿命化を図るため改修や来庁される市民の利便性を向上させるための改修等を実施するとともに、行政サービスの多様化に伴う絶対面積の不足を解消するため庁舎別館、分庁舎等を建設するなどの対応を図ってまいりました。

しかし、庁舎設備の老朽化が著しく、今後の補修・改修等に係る維持管理費が膨らむことが予想されるなど、庁舎としての機能を十分に果たせなくなっております。

何より、今後発生すると言われております東南海・南海地震などの災害発生時には、被災情報の収集や救援・救護等に対応する災害対策拠

点としての役割を果たす必要があります。しかし、本庁舎などは、新耐震基準以前の建築物であり、大規模災害時に十分に機能し、市民の安全を確保することができるのか、大きな懸念があります。

また、建設に伴う財源として計画しております合併特例債の期限も合併特例債延長法により当初から平成三十二年度までの五年間延長されましたが、新庁舎整備のために多くの課題を計画的に早期に解決していく必要があります。

このことから、本年八月に新庁舎の整備に関して必要な事項を研究及び検討することを目的として、大学教授、市議会議員、各種団体代表等を委員とした新庁舎整備研究委員会を設置し、現在までに二回の委員会を開催いたしましたところであります。

市庁舎の位置に関しましては、地方自治法第四条第二項で地方公共団体の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利便に最も便利であるように交通の事情、他の官公署との関係等において適当な配慮を払わなければならないとなっております。これにより、新庁舎を建て替えた場合の新庁舎候補地選定の観点としまして、一点目に、五條市の都市拠点づくりに向けて関係官公署との連携の容易性等を踏まえた上で、中心市街地内への複合的な都市機能の集積に寄与すること。二点目に、国道二四号や国道三一〇号といった主要幹線道路及び交通結節点に近く、市全域からのアクセスが容易な場所であること。三点目に、合併特例債の期限である平成三十二年度内しゅん工に向けた迅速な事業実施、並びに財政負担の軽減が必要であるために、一定規模以上の利活用が図られる公有地であることを挙げさせていただいております。

以上のことを踏まえまして、現本庁舎敷地を含め三箇所を抽出し、新庁舎整備研究委員会において議論いただいております。さらに市民からの多くの意見を反映させるため、各種団体代表からなる元気なまち創造懇談会にも諮らせていただきました。

今後は、新庁舎整備研究委員会において市民の意見を十分反映させた建設候補地を選定していただき、最終的に（仮称）新庁舎整備適地選定報告書としてとりまとめ、本年度中に市長に答申し、市議会の皆様方に御報告させていただく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） はい、ひとつ今答弁ありました件と、私の提案も含めまして頑張っていたきたいと思います。

最後の十番、財源対策に入ります。

もう御存じのように、デマンドタクシーの改善、また、子供の医療費助成の引き上げ、また、まだまだ保育所や公共施設の耐震補強工事の

推進、そしてまだまだ残されております公共事業や一番大きな市役所の建て替え等々ですね、これからの五條市におきましては、市民の皆さん方の切実な御要望にお応えするためにはやらなければならない施策、事業が山積みされているわけでありますけれども、やはり財源が確保できなければまた大きな借金、大きな赤字となりますからね、財源の見通しについてちよつと質問します。

合併特例債は合併前の試算では、建設特例債は百七億円活用できると、基金特例債で十七億円というふうに私は聞いておりますけれども、現在活用できる合併特例債は現時点で幾ら残っているのか、ちよつとそれを明らかにしていただけますか。

そして活用年限はいつまでか。

それともう一つ有利な財源としては、過疎債があると思いますけれども、平成二十二年に改正されて、六年間延長されておりますので平成二十八年まで当面過疎債活用できるということですからね、五條市として過疎債の活用できる大体の金額の上限はどれぐらいできるのか、皆さん方からいただいた資料を見ますと、ハード事業では特に五條市としての限度額がないと、国全体の予算枠は一年間で二千七百億円とあるけれども、五條市としてはハード事業は限度はないんだと、ソフト事業はやっぱり年間一億七百万円ぐらいだというふうに、皆さん方からいただいた資料に入っているんですけれどもね、現時点ではどうなのか、答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（益田吉博） 竹田総務部長。

○総務部長（竹田和彦） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

合併特例事業を始め、本市における主要な建設事業の実施に当たりましては、従前より財政負担を軽減するため国や県の補助・交付金を始め、合併特例債、過疎債など、交付税措置の伴う有利な起債を積極的に活用しているところでございます。

次に、合併特例債並びに過疎債の現状等につきまして御説明申し上げます。

まず、合併特例債でございますが、先ほどより議員御指摘のとおり合併した市町村に発行が許可される起債でございます。新市建設計画に基づく事業の実施に対しまして充当でき、元利償還金の七〇パーセントが普通交付税に算入されるものでございます。

また、平成二十四年度までの借入額は、消防本部庁舎建設事業を始め八事業、四十六億二千四百万円の事業に対しまして、三十五億三千七百万円となっております。今後の発行可能額は七十一億九千三百万円となっております。

なお、先般の法改正を受けまして、同債の発行期限は、合併後十年から十五年へと延長されたところでございます。

一方、過疎債でございますが、特例債と同様に元利償還金の七〇パーセントが普通交付税に算入されるものでございまして、平成二十四年

度の本市の借入実績につきましては五億六千六百万円、同じく平成二十五年度の借入見込み額は八億三千万円となっております。

なお、今後とも財政の健全化を維持するため、公債費負担とのバランスを保ちながら、これら有利な起債を中心に、新規の発行を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 合併特例債残り七十一億円ね、まだまだ市役所だけ違いますから、節約しながら頑張っていたきたいと。

それと過疎債につきましては、過去の実績だけですけれど、今後も獲得に頑張っていたかなければならないのではないかと。

過疎債の活用もちよつと私の古い資料ですけれどね、法律の本身はもう皆さん方御存じだと思えますけれども、法律は、審議した委員会では法律の内容とはまだちよつと違う具体的な使い道も議論して、担当大臣は使えろと答弁しますからね、その辺も申し上げておきますと、新たに過疎債が使える事業としてスクールバスや路線バスの運営支援、バス（「時間は終了いたしましたので、注意いたします。」の声あり）ああ、そうですか。もう終わります。バス会社への補助とかね、医師・看護師確保のための支援金にも使えろと。奨学金制度にも使えるようにもなっておりますので、有効な活用に努力していただくようお願いいたします。一般質問を終わります。

○議長（益田吉博） 以上で、十二番大谷龍雄議員の質問を終わります。

一般質問が終わりました。

昼食のため午後一時まで休憩いたします。

午前十一時三十一分休憩に入る

午後一時零分再開

○議長（益田吉博） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（益田吉博） 日程第二、報第十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第十五号、専決処分の報告、承認を求めることについて（平成二十五年度五條市一般会計補正予算（第三号））

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。竹田総務部長。

〔総務部長 竹田和彦登壇〕

○総務部長（竹田和彦）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第十五号、平成二十五年度一般会計補正予算（第三号）の専決処分の報告、承認を求めることにつきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本補正予算案は、去る九月十五日から十六日に掛けまして発生いたしました台風十八号災害により被災した市道等について土砂の撤去を始め、災害査定に伴う測量設計等、復旧の対応について特に急を要したことから、地方自治法第七十九条第一項の規定により、専決処分としたため、同条第三項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十五年度五條市一般会計補正予算書（第三号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算にそれぞれ一億四百六十九万七千円を追加するものでございまして、これに伴う予算総額は、百九十三億一千二百八十七万七千円となるところでございます。

それでは、歳出の主な項目につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、五ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、六款商工費、一項商工費、三目観光費、十一節需用費の四十九万円並びに十五節工事請負費の百七万円でございますが、宿泊観光施設「星のくに」の飲料水供給施設の復旧に伴うものでございまして、被災した同取水タンク及び配管等の修繕並びに塩素注入器の取替えを行うため、当該所要額を計上いたしております。

次に、八款消防費、一項消防費、五目災害対策費、十九節負担金補助及び交付金の百万円でございますが、市単独災害対策補助金の予算化に伴うものでございまして、被災した住居等の二次災害防止対策に必要な経費のうち、規定の範囲内で補助を行うため、当該所要額を計上いたしております。

次に、九款教育費、七項保健体育費、三目体育施設費、十二節役務費の百七十八万七千円でございますが、被災した阪合部運動場並びに五條健民運動場の復旧に伴うものでございまして、河川等から流入した土砂の撤去などを行うため、当該所要額を計上いたしております。

次に、十款災害復旧費、一項農林業施設災害復旧費、一目林業施設災害復旧費、十二節役務費の一千五百万円でございますが、林道鉦山線ほか、林道六路線の復旧に伴うものでございまして、土砂の撤去等を行うため、当該所要額を計上いたしております。

また、同目十三節委託料の四百万円でございますが、林道持打谷線ほか、林道二路線の復旧に伴うものでございまして、被災した当該路線を補助事業により復旧するため、災害査定などに必要な測量及び設計の業務委託に係る所要額を計上いたしております。

恐れ入りますが、六ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、同項二目農地災害復旧費、十三節委託料の五百万円でございますが、被災した市内の農地を補助事業により復旧するため、災害査定などに必要な測量及び設計の業務委託に係る所要額を計上いたしております。

次に、同項三目農業用施設災害復旧費、十三節委託料の三百万円でございますが、被災したため池を始め、農道及び水路を補助事業により復旧するため、災害査定などに必要な測量及び設計の業務委託に係る所要額を計上いたしております。

また、同目十五節工事請負費の二百万円でございますが、被災水路のうち、危険度が高い水路につきまして、早急な改修を行うため、当該所要額を計上いたしております。

次に、同款二項公共土木施設災害復旧費、一目道路橋梁災害復旧費、十三節委託料の一千八十万円でございますが、被災した市道を補助事業により復旧するため、災害査定などに必要な測量及び設計の業務委託に係る所要額を計上いたしております。

また、同目十一節需用費の四十五万円並びに十五節工事請負費の二千七百二十万円でございますが、被災した市道の土砂の撤去を始め、路肩補修及び流木撤去を行うため、当該所要額を計上いたしております。

次に、同項二目河川災害復旧費、十三節委託料の八十万円でございますが、被災した準用河川永谷川を補助事業により復旧するため、災害査定などに必要な測量及び設計の業務委託に係る所要の予算を計上いたしております。

また、同目十五節工事請負費の一千七十万円でございますが、被災した河川の土砂の撤去を始め、流木撤去及び護岸擁壁の根継工事等を行うため、当該所要額を計上いたしております。

次に、同項三目都市公園災害復旧費、十一節需用費の二百九十三万円及び十三節委託料の一千八百二十七万円並びに十六節原材料費の二十

万円でございますが、被災した上野公園内の多目的グラウンド人工芝の充てん剤交換を始め、堆積土砂の撤去及び野球場スコアボード操作盤、スプリンクラーなどの設備機器の修繕を行うため、当該所要額を計上いたしております。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、三ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十八款繰越金において、一億四百六十九万七千円を追加いたしまして、歳出との均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 西吉野町黒淵におきまして、ダムの下流の皆さん方は水害に遭われたわけですが、これは私もちよつと見せてもらいましたけれども、大変なひどい状態でした。ああいう方々に対する救援、補助関係の予算は挙がっていないのかどうかね。

それともう一つ、西吉野で県の防災ヘリコプターに乗ってもらったときにけがをされた方がおられましたね。あの方の補償はどうされたのか、ここに挙がっていないのかどうか、ちよつとお聞きしたいと思います。

○議長（益田吉博） 櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三） 十二番大谷議員の質問にお答えをさせていただきます。

予算の中で、八款消防費、一項消防費の五目災害対策費の中の市単独災害対策補助金につきましては、今回台風十八号に係りまして、新たに補助要綱を策定したものでございまして、今御指摘ございました黒淵ダム直下の方々も今回黒淵ダムが百年の確率を上回る降雨量がありまして、ダム放流に伴いまして、床上浸水、その部分に対応します二次災害防止とか宅地内の流入土砂の撤去の費用として事業費で十万円以上上限二分の一補助の二十五万ということで、新しく市単独で補助の設置をさせていただきました。それに伴いまして、該当いたしますので、既に一軒の方からは申請を預かって今処理しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（益田吉博） 中南消防長。

○消防長（中南仁克） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

ヘリコプターで救出の際、負傷された方におかれましては、奈良県の防災航空隊の事故でございました。そのことから奈良県での対応という事で伺っております。

なお、五條市からお見舞いをさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（益田吉博） 山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 六ページの三目都市公園災害復旧費でございますが、これを専決処分した理由から教えていただけますか。

○議長（益田吉博） 新井都市整備部長。

○都市整備部長（新井健夫） 九番山口議員の御質問にお答えいたします。

専決した理由ということでございます。今回の災害は、都市公園災害に掛からないために、前回の平成二十三年十二号台風の災害におきましては、災害復旧工事というで行いました。今回は災害に掛かりませんので、ニコが固まり復旧するのに時間と手間が掛かりますので、今回はニコが固まらない状態で撤去がしたかったために専決処分をいたしました。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（益田吉博） 山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 災害復旧の国の補助金がもらえないから専決処分したということですか。ほかに理由ないんですか。私は専決処分するのは、市民に早く開放するために専決処分して早く工事を進めなければならないという理由で専決処分されたのかなと思っただけなんですけれども、そうじゃないんですか。

○議長（益田吉博） 新井都市整備部長。

○都市整備部長（新井健夫） 九番山口議員の御質問にお答えいたします。

人工芝におきましては非常にデリケートなものですので、ニコが固まりますと非常に撤去するのに精度あるいは人工芝を傷めるダメージがありますので、早急に人工芝の上のニコを固まらない間に取りというのがベストという判断をいたしました。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（益田吉博）山口耕司議員。

○九番（山口耕司）まあそんな理由でも結構ですけども、本当は早く市民に開放するためじゃないんですか。

それともう一つ、一昨年の台風十二号のときにもこの上野はつかっておりまして、そのときの復旧費用は幾らぐらい掛かっておりましたかね。教えてください。

○議長（益田吉博）新都市整備井部長。

○都市整備部長（新井健夫）九番山口議員の御質問にお答えいたします。

上野公園の人工芝、あるいはトラック等に関しましては約三千百万と、それから堆積土砂の撤去に三千三百万、それとテニスコートの復旧に二百三十万でございます。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（益田吉博）山口耕司議員。

○九番（山口耕司）わかりにくいですけども、併せて何ぼになりますか。今回はきちっと合計金額出ていますから、併せて何ぼ掛かってますのか。

○議長（益田吉博）新井都市整備部長。

○都市整備部長（新井健夫）九番山口議員の御質問にお答えします。

合計で六千六百三十万でございます。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（益田吉博）山口耕司議員。

○九番（山口耕司）前は六千六百三十万、これは国の補助金がありましたね、で、災害復旧工事として行ったわけでございますけれども、今回は一般財源だけで二千四百十万ですか、掛かるわけですね。そうした中でどうなんですか、これ同じようなつかり方じゃなかったんですか。同じような被害だったと思うんですけども、今回の方がたくさん水がついたように思うんですけども、その辺はどうですか。

○議長（益田吉博）新井都市整備部長。

○都市整備部長（新井健夫） 九番山口議員の御質問お答えいたします。

前回の災害の水位よりも、今回の方が若干上野公園のグラウンドにおきましては、水位は上がりました。

以上です。（笑声）（「九番」の声あり）

○議長（益田吉博） 山口耕司議員。

○九番（山口耕司） だから水位は上がっているんやさかい、今回は安いですやん。前回が高くついている、この差というのはどういう差なんですか。

○議長（益田吉博） 新井都市整備部長。

○都市整備部長（新井健夫） 九番山口議員の御質問にお答えいたします。

前回におきましては、災害都市局の災害復旧工事ということで、人工芝におきましてはその中に入っているチップ、それと下のクッション砂、それらを全て交換いたしましたして、災害復旧工事ということで三千万の設計金額になっております。

それで今回は、専決で、単費でいきますので、委託料といたしましては、チップの分だけを機械で吸い上げて、それから水で洗浄し、それを入れ替えるということで、この専決予算書のとおり人工芝の復旧工事は八百二十九万五千円を計上させていただいております。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（益田吉博） 山口耕司議員。

○九番（山口耕司） じゃあ前回の修理は何だったんでしょね。高くついて、そして二年余りでまたこれだけのお金が掛かる公園なんです。

先ほど専決の理由も聞かせていただきましたけれども、ニコが固まらないためにという、前回は災害査定で出して、その後に災害復旧工事をやったと思うんですけれども、その辺がちよっと納得いかない部分がございます。やはり市民のことを考えて、早く復旧してスポーツに使っていただくんやったら何ぼでもこの専決の意味はわかりますわ。ニコが固まらないためとかやったら、そんな理由よりもっといい理由をつけてくださいよ……、せつかく専決するのに。

そして現在のこの使用状況、復旧状況等教えていただけますか。

○議長（益田吉博） 新井都市整備部長。

○都市整備部長（新井健夫） 九番山口議員の御質問にお答えいたします。

現在の利用状況につきましては、中央トイレ周辺のトリムコース、歩行コースですね。それと駐車場沿路を開放しております。

野球場につきましては消毒、殺菌という業務がありましたので、今は終わっておりますけれども、安全のために今は休止しております。二十六年の一月の初めに使えるようにしたいと思っております。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（益田吉博） 山口耕司議員。

○九番（山口耕司） だから、専決した意味が、市民のためじゃないからこんなに遅くなっているんですよ。一月で消毒し終わった後、何でもこれをすぐ開けてあげないのですか、様子を見るためですか。こういった理由で一月まで、一月いうても、おそらく成人式明けぐらいの日になつてしまうんじゃないかと思えますけれども、消毒終わっておつて、どうして貸さないんですか。その理由教えてもらえますか。

○議長（益田吉博） 新井都市整備部長。

○都市整備部長（新井健夫） 九番山口議員の御質問にお答えいたします。

殺菌消毒が既に終わっております。それで子供たちあるいは少年野球等が使いますので、子供の安全を考えて、その期間を少し置いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「ちよつと説明になつてへんわ。」「なつとらんな。」の声あり）（「九番」の声あり）

○議長（益田吉博） 山口耕司議員。

○十二番（山口耕司） 安全を考えるために、工事車両が入るから安全を考えるためにするんかな、何の安全が必要なんですか。消毒は終わっておつて、あと安全を考えるとというのは、わかりませんね。そしてトイレは使える、何があきませんのかね。ニコはとれていきますんやろ。

○議長（益田吉博） 新井都市整備部長。

○都市整備部長（新井健夫） 九番山口議員の御質問にお答えします。

野球場のグラウンド内のニコにつきましては既に撤去しております。

それで先ほど申しましたように、芝生の消毒、殺菌につきまして、利用者に害を及ぼさないために安全期間を設けて、今は休止しております。

以上です。

○議長（益田吉博）御理解していただけましたか。（「九番」の声あり）山口耕司議員。

○九番（山口耕司）いつ消毒されたんですか。消毒された期間で時間が掛かるから、いつ何日に消毒して何日まで掛かるから駄目ですよ、と言
うんだったらわかりますけれども、消毒の期間を置くためって、それでは話わかりませんやん。きちつとした理由を言うてくださいよ。

そしてまた、多目的グラウンド、人工芝の部分だけが使えなくて横のグラウンドもニコが浮き上がってくるような状態、早くニコを取り上
げて一刻も早く開放してあげないと、市民の皆さんはもう待っているんです。私のところにも問合せの電話が何本か掛かっておりますので、
そうした専決処分の意味すらニコが固まってからじゃ遅いのだというよりも、市民のために早く開放するためという、そういう心根がなかつ
たら、そういった工事も早く進まないんですよ。目の置き所が違うんじゃないですか。答弁願います。

○議長（益田吉博）意見調整のため暫時休憩します。

午後一時二十六分休憩に入る

午後一時三十四分再開

○議長（益田吉博）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

山口耕司議員の質疑に対する都市整備部長の答弁を求めます。新井都市整備部長。

○都市整備部長（新井健夫）九番山口議員の御質問についてお答えいたします。

専決した理由といたしまして、十月の市民体育大会にグラウンドが間に合うようにするために専決処分をしたところであります。

それと、野球場の消毒につきましては、十一月の中頃に殺菌消毒をいたしまして一箇月の安全期間を設けましたので、一月の始めに使える
ようにしたいと考えております。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（益田吉博）山口耕司議員。

○十二番（山口耕司）初めからそのような答弁をしていただければ、別に議事を止めることもなかったんですけれども。どうか市民のためにし
っかりとした行政をやっていたきたいし、そしてまたこの上野公園、待っている人も先ほど申しましたようにいらつしやいますので、いつ

いつかの予定であるということも市民の皆さんのもとへ、ホームページでも使ってお知らせをしていただいて、再度御利用願うと、そして指定管理になっておりますので、指定管理の業者にもしっかりその旨を伝えて、早く市民の皆さんに開放していただくよう、要望させていただいております。

以上、終わります。

○議長（益田吉博）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（益田吉博）次に日程第三、報第十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第十六号、専決処分の報告について（調停）。

○議長（益田吉博）報告を求めます。新井都市整備部長。

〔都市整備部長 新井健夫登壇〕

○都市整備部長（新井健夫）ただいま上程いただきました報第十六号、専決処分の報告について（調停）につきまして、御報告を申し上げます。

このたびの報告は、住宅使用料等の未払いに対する調停申立てを裁判所に起こしたもので、結果を地方自治法百八十条第一項の規定に基づきまして、次のとおり専決処分をしましたので、同条第二項の規定により御報告させていただくものでございます。

恐れ入りますが、議案書の三ページをお開き願いたいと存じます。

去る、第二回六月議会におきまして御報告させていただきました八件の調停申立てのうち、民事調停委員立会いの下、話し合いを行った結果、支払方法等、第三回九月議会におきまして御報告させていただきました五件に引き続き一件の調停申立てについて合意に至ったものでございます。

合意事項につきましては、当月家賃とともに、未払い賃料を分割し毎月定額を支払うこととし、相手方が当月賃料及び未払賃料の支払いを三回分以上、若しくはそれに相当する額を怠ったときは、何らの通知・催告を要せず当然に賃貸借契約は解除となり、直ちに市営住宅を明け渡し、残額を即時に支払うというものであります。

なお、調停の合意内容の詳細につきましては、誠に恐縮とは存じますが、議案書の五ページから七ページを御清覧願いたいと存じます。以上で報第十六号専決処分報告について（調停）の御報告を終わらせていただきます。

○議長（益田吉博）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第十六号の報告を終わります。

○議長（益田吉博）次に日程第四、議第五十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第五十三号、五條市行政組織条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。榎内市長公室長。

〔市長公室長 榎内成吉登壇〕

○市長公室長（榎内成吉）ただいま上程いただきました議第五十三号、五條市行政組織条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書八ページを御覧願います。

この条例の改正理由につきましては、機構改革を行い、地方自治法第百五十八条第一項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため本条例の一部を改正するものであります。

恐れ入りますが、お手元の議案書九ページをお願いいたします。

条例第一条の部の設置において、「総務部」の次に「危機統括室」を設置いたします。「危機統括室」につきましては、平成二十三年九月の紀伊半島大水害の教訓等により、本年四月から総務部に危機管理監を配置し、市民が安全・安心で暮らせるまちづくりを推進してまいりましたが、更なる非常時等に迅速な対応を図るなど危機管理に努めるため、新たに部として設置するものであります。

第二条の市長公室の分掌事務について、「統計調査に関すること」等の事務を総務部に移管し、総務部の分掌事務については、市長公室から移管する事務のほか、「公有財産の管理・総合企画に関すること」の事務を追加し、「交通安全及び防災に関すること」の事務を危機統括室に移管いたします。

次に、新たに設置する「危機統括室」の分掌事務につきましては、「危機管理及び防災に関すること」「消防に関すること」「生活安全に関すること」の事務を定めております。

なお、附則につきましては、この条例は平成二十六年四月一日から施行するとしています。

以上で議第五十三号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第五、議第五十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第五十四号、職員の退職手当に関する条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。 樫内市長公室長。

〔市長公室長 樫内成吉登壇〕

○市長公室長（樫内成吉）ただいま上程いただきました議第五十四号、職員の退職手当に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書十ページを御覧願います。

この条例の改正理由につきましては、国家公務員退職手当法等の一部改正により、国家公務員について早期退職募集制度の導入及び定年前早期退職特例措置の拡充が行われたことを踏まえ、これに準じて所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

恐れ入りますが、お手元の議案書十一ページから十二ページを御覧願います。

まず、第三条では、自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額を、第四条では、十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額を、第五条では、二十五年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額を改めるものであります。

次に、議案書十三ページを御覧願います。

第五条の三では、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例について、その勤続期間の要件を「二十五年以上」であるものを「二十年以上」に短縮し、かつ年齢の要件を定年から「十年を減じた年齢以上である者」を「十五年を減じた年齢以上である者」に改めるものであります。

第五条の五では、退職の理由の記録を作成することを定めるものであります。

第六条の三では、定年と退職年齢との差が二年以上の定年前早期退職者に対する退職手当の基本額について、定年と退職年齢との差一年当たりの給料月額割増率を、「二〇〇分の二」から「二〇〇分の三」に改めるものであります。

次に、議案書十四ページから十八ページをお願いいたします。

定年前に退職する意思を有する職員の募集等について定めております。

第八条の二では、その募集について定年から十五年を減じた年齢以上の年齢の職員を対象にすることなど及び募集の期間など必要な事項を記した募集実施要項を周知すること、並びに応募による退職が予定されている職員である旨の認定など、また、その他退職に必要な手続につ

いて定めております。

なお、附則につきましては、この条例は平成二十六年四月一日から施行するとしております。

以上で議第五十四号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第六、議第五十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第五十五号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。竹田総務部長。

〔総務部長 竹田和彦登壇〕

○総務部長（竹田和彦）ただいま上程いただきました議第五十五号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十九ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、一般の消防広域化に伴い、大塔支所と一体となっております五條消防署大塔分署の施設を奈良県広域消防組合に無償貸与するため、当該行政財産を普通財産の規定に準じ、無償で貸付けができる旨の規定を本条例に追加するものでございます。

次に、議案書の二十ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、条例本則中の改正内容でございますが、第四条に、普通財産を他の地方公共団体その他公共団体などが、公共的事業の用に供する場合等において、当該普通財産を無償又は減額して貸付けができる規定があることから、同条の次に、第四条の二として、前条の規定は行政

財産を貸付ける場合について準用する旨の項を加えるものでございます。

次に、附則におきましては、当該一部改正条例の施行について、公布の日と定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第七、議第五十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第五十六号、五條市子ども医療費助成条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。山本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 山本邦美登壇〕

○すこやか市民部長（山本邦美）ただいま上程いただきました議第五十六号、五條市子ども医療費助成条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の二十一ページを御覧いただきたいと存じます。

改正理由につきましては、医療費助成の対象に小学生の通院及び中学生の入院を加えるためでございます。

改正内容につきましては、平成二十六年四月一日施行予定で奈良県乳幼児医療費補助金交付要綱が改正され、乳幼児医療費助成の範囲が、現行の「出生から小学校入学前までの通院及び入院医療費」に「小学生と中学生の入院医療費」が加えられる予定であることに伴い、本市の子ども医療費助成条例につきましても所要の改正を行うものです。

本市におきましては、小学生の入院医療費助成は、既に平成二十四年八月から施行済みであるため、今回は中学生の入院医療費を助成対象

に加える改正を行うものであります。さらに市独自の施策として、少子化及び子育て支援対策、ひいては若者の定住促進に向けた施策を拡充するため、小学生の通院医療費についても助成の対象に加えることを定めたものでございます。

それでは、改正条例案について御説明を申し上げます。

議案書、二十二ページを御覧いただきたいと思ひます。

改正箇所につきまして、第一条の二におきましては、助成範囲の分類に必要なため年齢ごとの子供の名称を規定しました。

次に、第三条につきましては、医療費助成の範囲を、出生から小学校卒業までの子供については入院と通院医療費を、中学生については入院医療費を助成するよう規定したものでございます。

第四条につきましては、助成対象者であることを証する資格証の発行対象を、出生から中学卒業までの全受給者とするよう規定したものでございます。

施行期日は平成二十六年四月一日となります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第八、議第五十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第五十七号、五條市国民健康保険税条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。山本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 山本邦美登壇〕

○すこやか市民部長（山本邦美）ただいま上程いただきました議第五十七号、五條市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の二十四ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正は、国が示す技術的な助言に基づく条例に沿わせるための改正及び地方税法の一部を改正する法律が平成二十五年三月三十日に公布され、同法による改正のうち株式や公社債等の保有や譲渡所得の申告方法等について、平成二十九年度から変更される旨の地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成二十五年六月十二日にそれぞれ公布されたことに伴い、五條市国民健康保険税条例の所要の改正をさせていただきます。また、条例附則の規定の削除に関しては、既に地方税法附則等に規定されており、再度国民健康保険税法の附則で規定する必要がないことから参考条例に沿って削除するものとさせていただきます。

条例改正の内容につきましては、国が示す条例に沿わせるための字句等の校正、条文の追加及び個人投資家の市場参加を促すための金融商品に係る損益通算範囲の拡大等に伴う改正でございます。

それでは、改正条例案について御説明申し上げます。

議案書二十五ページから二十七ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条では附則第四項、第五項、第九項及び第十項において、条文の追加及び字句等の校正でございます。

附則第十二項から十七項までを一項ずつ繰り下げ、附則第十二項に先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の特例の規定を追加するものでございます。

次に、第二条では、附則第四項において、上場株式等に係る配当所得以外に国債や地方債などの特定公社債等を保有している場合の利子所得等について、源泉分離課税から申告分離課税に変更され、従来から申告分離課税となっていた上場株式等の配当所得と併せて国民健康保険税所得割の課税対象とされたことから「配当所得」を「配当所得等」とする改正でございます。

附則第七項及び第八項においては、株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等と非上場株式等を別々の分離課税制度とすること等による改正であり、附則第七項では一般株式等を、附則第八項では上場株式等の譲渡所得等に係る国民健康保険税の特例を規定しています。

次に、附則第九項、第十項、第十二項を削り、附則第十一項及び附則第十三項から附則第十六項については、項ずれを正すため項番号の改

正でございます。

次に、附則第十七項を附則十四項とし、従来の条約適用配当等に係る配当所得に特定公社債の利子所得及び割引債の償還差益の雑所得等を加える改正でございます。

最後に、附則第十八項を削るものでございます。

附則につきましては、施行期日及び適用区分を規定したものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第九、議第五十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第五十八号、五條市滞在体験型観光施設条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。辻産業環境部長。

〔産業環境部長 辻 信彦登壇〕

○産業環境部長（辻 信彦）ただいま上程いただきました議第五十八号、五條市滞在体験型観光施設条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書二十八ページを御覧ください。

今回の改正につきましては、現在、五條市滞在体験型観光施設の管理は、条例により指定管理者が行うとされておりますが、今後、不測の事態により指定管理者による管理等が不可能な場合などに直営で管理できるよう、指定管理者に係る条例の一部を改正しようとするものであります。

議案書二十九ページを御覧いただきたいと思います。

一部改正の内容につきましては、現条例の附則に三つの項を加えるものでございます。

まず、一つ目、三といたしまして「指定管理者不在等期間の管理業務について」、二つ目に四としまして、「指定管理者不在等期間の使用料の徴収について」、三つ目には、五といたしまして「使用料を、減額又は免除することができる旨を定めるもの」でございます。

最後に附則で、この条例の施行期日につきまして、公布の日から施行するとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）山口耕司議員。

○九番（山口耕司）指定管理がその業務を行えなくなった場合、または決まらなかった場合にこの条例が発せられると思うのですが、直営ということで今説明がございました。その直営する担当部局はどこになるのか、教えてもらえますか。

○議長（益田吉博）辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦）九番山口議員の御質問にお答えを申し上げます。

担当部局は、産業環境部企業観光戦略課でございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（益田吉博）山口耕司議員。

○九番（山口耕司）その場合、何名くらいの職員を予定しておりますか。

○議長（益田吉博）辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦）受付、接客、また、予約が入りましたとき、また、滞在されるときには夜間の対応も必要となりますので、五名程度が必要かと考えております。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（益田吉博）山口耕司議員。

○九番（山口耕司）この五名の職員の方がそこに就かれて市民に対する業務、今まで仕事をやっていただいていることに影響を及ぼすのではないですか。お尋ねいたします。

○議長（益田吉博）辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦）九番山口議員の御質問にお答えを申し上げます。

当然今の企業観光のメンバーでは無理だと思いますので、臨時職員ないしまた嘱託職員等の準備は必要であると考えております。

○議長（益田吉博）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第十、議第五十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第五十九号、五條市下水道条例及び五條市簡易水道給水条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。新井都市整備部長。

〔都市整備部長 新井健夫登壇〕

○都市整備部長（新井健夫）ただいま上程いただきました議第五十九号、五條市下水道条例及び五條市簡易水道給水条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十ページから三十二ページを御覧いただきたいと思います。

本議案につきましては、消費税及び地方消費税の改定に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

第一条は、五條市下水道条例の一部を改正するもので、改正の内容といたしましては、第二十六条第三項及び第四項の表中の使用料を「百分の百五を乗じた金額」から「百分の百八を乗じた金額」に改めるものであります。

第二条は、五條市簡易水道給水条例の一部を改正するもので、改正の内容といたしましては、第十五条、第十六条及び第二十六条中「百分の百五」を「百分の百八」に改めるものでございます。

なお、附則につきましては、施行期日と経過措置を定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第十一、議第六十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第六十号、五條市営住宅条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。新井都市整備部長。

〔都市整備部長 新井健夫登壇〕

○都市整備部長（新井健夫）ただいま上程されました議第六十号、五條市営住宅条例の一部を改正することにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十三ページから三十四ページを御覧いただきたいと思います。

今回の改正につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が、平成二十六年一月三日から施行されるため、五條市営住宅条例の一部を改正するものでございます。

五條市営住宅条例第六条第一号ク中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改めるものであります。

附則につきましては、条例の施行日は平成二十六年一月三日から施行するものとなっております。

以上で議第六十号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。
これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第十二、議第六十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第六十一号、五條市上水道事業給水条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。中永水道局長。

〔水道局長 中永 充登壇〕

○水道局長（中永 充） ただいま上程いただきました議第六十一号、五條市上水道事業給水条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十五ページを御覧いただきたいと思います。

本議案につきましては、本市への企業立地の促進を図るために、料金区分の定義を見直ししようとするもの及び消費税が増税されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、第三条第一項第五号の「工場用」の定義について、都市計画法にいう工業地域のうち「工場用」として管理者に届け出たものを追加いたしました。

また、第十六条の二第二項、第十六条の三第二項、第十六条の四及び第二十六条第三項につきましては、消費税率の改定に伴い税率及び価格を改めるものでございます。

なお、附則におきまして、施行期日と経過措置を定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博） 次に日程第十三、議第六十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 議第六十二号、五條市簡易水道設置条例の一部改正について。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明を求めます。中永水道局長。

〔水道局長 中永 充登壇〕

○水道局長（中永 充）ただいま上程いただきました議第六十二号、五條市簡易水道設置条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十七ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案につきましては、水道未普及地域解消事業の実施に伴い給水区域を拡張するため、本条例の一部を改正するものでございます。改正の内容といたしましては、第二条第二十五号中「西吉野町勢井」の次に「西吉野町茄子原、西吉野町本谷」を加えるものでございます。

なお、附則におきまして、施行期日を平成二十六年二月一日と定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第十四、議第六十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第六十三号、町の区域及びその名称の変更について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。新井都市整備部長。

〔都市整備部長 新井健夫登壇〕

○都市整備部長（新井健夫）ただいま上程いただきました議第六十三号、町の区域及びその名称の変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十九ページから四十一ページを御覧いただきたいと思います。

このほどの変更内容につきましては、間もなく事業の完了予定となります。南大和田園都市・牧野A南（二）地区・土地区画整理事業の施行区域となり、別図の赤い実線の範囲となります。

この区域は、現在木ノ原町で九筆、釜窪町で十八筆及び畑田町で二十五筆、計五十二筆、面積にして約三六・四ヘクタールとなります。これらの全てが変更されまして、新たな「なつみ台一丁目、三丁目及び四丁目」となります。

施行日につきましては、公布の日から施行するものとしております。

以上で議第六十三号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第十五、議第六十四号から議第六十六号までの三議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第六十四号、市立五條文化博物館に係る指定管理者の指定について。

議第六十五号、五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定について。

議第六十六号、五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。町口教育部長。

〔教育部長 町口正治登壇〕

○教育部長（町口正治）ただいま上程いただきました議第六十四号から議第六十六号までの三つの公の施設に係る指定管理者の指定につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書四十二ページから四十四ページを御覧願います。

本議案は市立五條文化博物館、五條市立民俗資料館及び五條市新町まちや館の管理運営を、引き続き指定管理者制度を導入して継続することに伴い、当該施設に係る指定管理者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

最初に議第六十四号につきまして御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書四十二ページを御覧願います。

まず、一、管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきまして、名称は「市立五條文化博物館」、位置は「五條市北山町九三〇番地二」でございます。

次に、二、指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきまして、名称は「特定非営利活動法人うちのの館」、代表者は「理事長 田中修司」、住所は「五條市近内町五二六番地」でございます。

この団体は先般実施しました指定管理者の公募におきまして、募集要項等に定める申請を行い、五條市指定管理者候補選定委員会により、指定管理者の候補者に選定された団体でございます。

次に、三、指定の期間につきましては、平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日まででございます。

続きまして、議第六十五号につきまして御説明申し上げます。

議案書四十三ページを御覧願います。

まず、一、管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきまして、名称は「五條市立民俗資料館」、位置は「五條市新町三丁目三番一号」でございます。

次に二、指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきまして、名称は「『維新の魁・天誅組』保存伝承・顕彰推進協議会」、代表者は「会長 田中修司」、住所は「五條市新町三丁目三番一号」でございます。

本施設につきましては地域団体、市民団体等による管理が効率的であると考え、指定管理者を非公募といたしました。

この団体は、募集要項等に定める申請を行い、五條市指定管理者候補選定委員会により、指定管理者の候補者に選定された団体でございます。

次に、三、指定の期間につきましては、平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日まででございます。続きまして、議第六十六号につきまして御説明申し上げます。

議案書四十四ページを御覧願います。

まず、一、管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきまして、名称は「五條市新町まちや館」、位置は「五條市本町二丁目六番六号」でございます。

次に、二、指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきまして、名称は「特定非営利活動法人大和社中」、代表者は「理事長 山本陽一」、住所は「五條市五條三丁目一番二三号」でございます。

本施設につきましては、地域団体、市民団体等による管理が効率的であると考え、指定管理者を非公募といたしました。

この団体は、募集要項等に定める申請を行い、五條市指定管理者候補選定委員会により、指定管理者の候補者に選定された団体でございます。

次に、三、指定の期間につきましては、平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日まででございます。

以上、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第十六、議第六十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第六十七号、五條市滞在体験型観光施設に係る指定管理者の指定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。辻産業環境部長。

〔産業環境部長 辻 信彦登壇〕

○産業環境部長（辻 信彦）ただいま上程いただきました議第六十七号、五條市滞在体験型観光施設に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書四十五ページを御覧いただきたいと思います。

本議案につきましては、去る十一月七日に開催されました五條市指定管理者選定委員会におきまして選定されました、五條市滞在体験型観光施設の指定管理者候補を地方自治法の規定に従いまして指定管理者として指定するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

まず、一つ目の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきましては、名称は「五條市滞在体験型観光施設」、位置につきましては「五條市本町二丁目七番三号」でございます。

次に、二つ目の指定管理者に関する団体の名称、代表者及び住所につきましては、名称は「株式会社あすも」、代表者は「北山和生」、住所は「五條市五條三丁目四〇の一」でございます。

最後に、三つ目の指定の期間につきましては、平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日まででございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）ほかに募集があったのですか。あったとすればその点数とか教えていただきたいと思います。

○議長（益田吉博）辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦）十番吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

株式会社あすも一者でございました。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博）吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）一者の場合ですけれども、その場合はそこに決まるということですか。点数とかそういうのはないわけなんですか。

○議長（益田吉博）辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦）先ほども申し上げましたように、十一月七日に指定管理者の選定委員会を開きまして、選定を行った結果、百点中七十七・四点の点数をもつて七十点以上の者を採用することになっておりますので、それに準じて行わせていただいております。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博）吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）利用者は年間どれくらいですか。

○議長（益田吉博）辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦）ちよつと調べさせていただきます。

（間）

○議長（益田吉博）辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦）十番吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

二十三年度の利用実績でございますけれども、件数が二十三件、利用者数が六十三名でございました。
二十四年度件数が百十二件で、利用者数が三百三十一名でございました。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（益田吉博）山口耕司議員。

○九番（山口耕司）一者のみということでございましたけれども、私も勉強不足でございますが、どうしても一者なのか教えてもらえますか。

○議長（益田吉博）辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦）山口議員の御質問にお答えを申し上げます。

一者しか手を挙げていただけなかったということでございます。（「九番」の声あり）

○議長（益田吉博）山口耕司議員。

○九番（山口耕司）募集要項の中に、距離とか五條市内でなければならないという、そういう限定はありましたか。……なかったですか。

○議長（益田吉博）辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦）山口議員の御質問にお答えを申し上げます。

旅館業法の施行規則の中に、客と接するそういうふうな場所を造らなくてはいけないというのがあります。ただ特区に限ってはちょっと甘くなっております、一〇〇メートル以内のところに事務所を構えなくてはいけないというのがあります。あすもにつきましては、源兵衛の中にその事務所を設けているということで、その方が手を挙げていただけたのかなと思っております。ほかのところではそれに該当するところが多かったのではないかなというふうに思っています。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（益田吉博） 山口耕司議員。

○九番（山口耕司） いわゆる地域の限定しかないということですか。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 山口議員の御質問にお答えを申し上げます。

地域の限定というのは、市内でなければいけないかどうかということですか。……いやそういうふうな限定はございません。そこに事務所が必要であるという話です。

○議長（益田吉博） 質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託します。

○議長（益田吉博） 次に日程第十七、議第六十八号及び議第六十九号の二議案は関連がありますので、一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 議第六十八号、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について。

議第六十九号、奈良県市町村総合事務組合の規約の変更について。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明を求めます。中南消防長。

〔消防長 中南仁克登壇〕

○消防長（中南仁克） ただいま上程いただきました議第六十八号、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について、議第六十九

号、奈良県市町村総合事務組合の規約の変更について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の四十六ページを御覧願います。

最初に議第六十八号、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について、御説明を申し上げます。

本議案につきましては、奈良県知事の許可の日をもって奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村及び組合のうち、西和消防組合、宇陀広域消防組合、中吉野広域消防組合及び香芝・広陵消防組合の四組合が解散されることにより、組合の構成団体数が減少することから、地方自治法第二百八十六条第一項の規定に基づく手続きが必要であるため、地方自治法第二百九十条の規定に基づき議決を求めるものでございます。

次に、議第六十九号、奈良県市町村総合事務組合の規約の変更について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書四十七ページを御覧願います。

本議案につきましては、奈良県知事の許可の日をもって奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村及び組合のうち、西和消防組合、宇陀広域消防組合、中吉野広域消防組合及び香芝・広陵消防組合の四組合が解散され、新たに設立される奈良県広域消防組合を当組合の構成団体とするため、奈良県市町村総合事務組合規約の一部を変更することから、地方自治法第二百九十条の規定に基づき議決を求めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書四十八ページを御覧願います。

別表第一及び別表第二に掲げる「西和消防組合」「宇陀広域消防組合」「中吉野広域消防組合」「香芝・広陵消防組合」の各消防組合を削除し、新たに「奈良県広域消防組合」の団体名を加えるものでございます。

次に附則でございますが、施行期日及び経過措置を定めたものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「八番」の声あり） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 静香苑環境施設組合ってどういう組合なのか、説明をお願いします。

○議長（益田吉博） 中南消防長。

○消防長（中南仁克） 組合の中身は承知しておりませんが、奈良県市町村総合事務組合の中に入られておる名称でございます。

その次に広域の消防組合を加えるということでございます。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 中身がわからないというのは、私も理解できないのですけれども、中身を説明してもらわないと、説明になりませんやん。中身わからないけれども、わかってくれというのはできませんので、中身の説明をしてください。どういう組合ですかという。

○議長（益田吉博） 檜内市長公室長。

○市長公室長（檜内成吉） 八番福塚議員の御質問にお答えいたします。

奈良県の市町村総合事務組合といいますのが、奈良市とか高田市とか市町村自治体と、それから一部事務組合、今議員がおっしゃってくれております西和衛生試験センターであるとか、宇陀衛生とか、あと消防組合、それぞれが五十九団体ございます。その五十九団体が一堂に会してそれぞれの団体の職員の研修をやったりして、お互いの事務を相互に助け合っている組合でございます。

ただいま議員がおっしゃっていただいております、その衛生センターは何をやっているかというのは、申し訳ないのですけれども、そのところまでわからないということで、申し訳ないですけども、その組織の内容については把握しておりません。資料さえ取り寄せればありますけれども、ただ例えば各市町村、奈良市から高田市、天理市とか明日香村とか、そういうところと一部事務組合として消防であったり、衛生事務組合とか五十九団体が入った組織として市町村総合事務組合というのがあると、その中で今消防長が御説明いただいたように、四つの消防組合がなくなつて広域の消防組合になるので、その名称を変えていきたいという今回の改正案でございます。

どうぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） わかったようなわからないような、中身はわからない、ただそのいろいろな団体の寄せ合いの組合で、内容がわからないのを加えて、奈良県広域消防組合に加えると、中身のわからない団体を加えて、奈良県広域消防組合に加えるという形で理解させてもらつたらよろしいですね。

○議長（益田吉博） 三時までトイレ休憩をします。

午後二時三十九分休憩に入る

午後三時零分再開

○議長（益田吉博） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（益田吉博） 福塚 実議員の質疑に樫内市長公室長の答弁を求めます。

○市長公室長（樫内成吉） 八番福塚議員の御質問にお答えいたします。

その前に一時休憩をいただき、申し訳ございませんでした。

お尋ねの静香苑環境施設組合につきましては、王寺町、河合町及び上牧町をもって組織されております、火葬場あるいは斎場の事務を共同で処理する一部事務組合でございます。事務所の位置が王寺町の畠田にあるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 大体先ほど部屋でも説明いただいたので、大体は理解できましたけれども、本来こういうのは質疑の前にちゃんと答弁できるようにしくお願いしておきます。

どうもありがとうございました。

○議長（益田吉博） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博） 次に日程第十八、議第七十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 議第七十号、平成二十五年度五條市一般会計補正予算（第四号）議定について。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明を求めます。竹田総務部長。

〔総務部長 竹田和彦登壇〕

○総務部長（竹田和彦） ただいま上程いただきました議第七十号、平成二十五年度五條市一般会計補正予算（第四号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十五年度五條市一般会計補正予算書（第四号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算及び債務負担行為並びに地方債の補正でございます。歳入歳出予算につきましては、三億九千三百六十二万八千円を追加するものでございまして、これに伴う予算総額は、歳入歳出共に百九十七億六百五十万五千円となるところでございます。

なお、一般の補正でございますが、国や県等による補助事業の交付決定や採択の見通し、さらに災害復旧など、補正すべき緊急性等を勘案して計上いたしております。

恐れ入りますが、四ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、第二表債務負担行為の補正でございますが、（仮称）五條総合体育館建設事業につきまして、消費税率の引上げを始め、建設資材や労務単価の高騰に伴う建設コストの増、また、くい工事などの工事費追加に伴い、限度額を十五億円から二十億円に変更するものでございます。

なお、当該建設事業に係る経費の二分の一を国庫支出金として、同じく二分の一を地方債として見込んでおります。続きまして、歳出予算補正の主な項目について説明を申し上げます。

恐れ入りますが、十ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、八目電子計算費、十三節委託料の二百八十八万五千円でございますが、住民情報システム改修業務委託料の追加でございまして、子ども医療費扶助の対象拡大並びに市税条例改正による延滞金算定利率の変更に必要となる電算システムの改修を行うため、当該所要額を計上いたしております。

次に、四款衛生費、一項保健衛生費、八目斎場費、十一節需用費の二百五十九万円でございますが、光熱水費を追加するものでございまして、本年五月からの電気料金の値上げ等により、既定の予算に不足が生じるため、当該不足分に係る所要額を計上いたしております。

次に、同項十目水道事業繰出金の一千四百二十五千円でございますが、簡易水道特別会計に対する繰出金の追加によるものでございまして、同会計の予算補正に伴い一般会計から繰り出しを行うため、当該所要額を計上いたしております。

次に、同款二項清掃費、三目し尿処理費、十一節需用費の百七十五万円でございますが、光熱水費を追加するものでございまして、本年五月からの電気料の値上げにより、既定の予算に不足が生じるため、当該不足分に係る所要額を計上させていただきます。

次に、五款農林業費、二項林業費、一目林業振興費、十九節負担金補助及び交付金の一千百万円でございますが、美しい森林基盤整備交付金の追加によるものでございまして、森林の機能回復に資する間伐促進のため同交付金について、県より追加内示が示されたことから、実施事業者に対する交付金を増額するため、当該所要額を計上させていただきます。

なお、必要財源の全額を国庫補助金として見込んでおります。

恐れ入りますが、十一ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、同項二目鳥獣対策費、十一節需用費から二十二節補償補填及び賠償金までの三千八百九十三万三千円でございますが、捕獲鳥獣の食肉処理加工施設整備事業の実施によるものでございまして、農林産物の被害防止を目的として捕獲したイノシシ及び鹿を食肉用として加工、処理する施設を阪合部新田町地内に建設するため、当該所要額を計上いたしております。

なお、特定財源のうち、二千二十八万円を県補助金として見込んでおります。

次に、同項四目林道整備費、十三節委託料の二百七十万円でございますが、林道点検診断業務委託によるものでございまして、林道ウツギ谷線を始め、市内の林道五路線において、老朽化により安全機能等が低下した九つの橋りょうの点検及び診断を実施するため、当該所要額を計上いたしております。

なお、特定財源のうち、百五十三万九千円を県補助金として見込んでおります。

次に、同項五目治山事業費、十五節工事請負費の五百万円でございますが、市町村治山事業の実施によるものでございまして、台風十八号災害により西吉野町永谷地内で発生した山林崩壊箇所を同事業により復旧するため、当該所要額を計上いたしております。

なお、特定財源のうち、二百五十万円を県補助金として見込んでおります。

次に、七款土木費、六項下水道費、一目下水道整備費、二十八節繰出金の一千六百六十万円でございますが、下水道事業特別会計繰出金の追加によるものでございまして、同会計の予算補正に伴い一般会計から繰り出しを行うため、当該所要額を計上いたしております。

恐れ入りますが、十二ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、八款消防費、一項消防費、一目常備消防費、十一節需用費の百五十万円でございますが、光熱水費を追加するものでございまして、本年五月からの電気料金の値上げにより、既定の予算に不足が生じるため、当該所要額を計上いたしております。

また、十三節委託料から十八節備品購入費までの五百二十三万円でございますが、新消防庁舎における情報ネットワーク構築業務委託等によるものでございまして、同庁舎において、奈良県広域消防組合移行後のグループウェア等を利用するためのネットワークの構築及びサーバ、パソコン等の機器購入をするため、当該所要額を計上いたしております。

さらに、十九節負担金補助及び交付金の十四万九千円でございますが、消防広域化協議会への事務局経費負担金の追加によるものでございまして、消防広域化に向け事前に必要となる一部経費について、当該所要額を計上いたしております。

次に、同項五目災害対策費、十一節需用費の五十八万円並びに十八節備品購入費の四百七十万円でございますが、災害対策用備品の購入によるものでございまして、大塔ふれあい交流館を始め市内五箇所の避難所に簡易パーティション及びポータブルトイレセットなどを配置するため、当該所要額を計上いたしております。

なお、特定財源のうち、二百九十万四千円を県補助金として見込んでおります。

次に、九款教育費、四項中学校費、一目学校管理費、十一節需用費の百一十万円でございますが、光熱水費を追加するものでございまして、本年五月からの電気料金の値上げにより、既定の予算に不足が生じるため、当該不足分に係る所要額を計上いたしております。

次に、同項六項社会教育費、三目中央公民館費、十一節需用費の四十七万円でございますが、修繕料の追加によるものでございまして、中央公民館における非常用発電設備の修繕を行うため、当該所要額を計上いたしております。

恐れ入りますが、十三ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、同項四目地区公民館費、十一節需用費の百三十一万六千円でございますが、光熱水費並びに修繕料の追加によるものでございまして、光熱水費につきましては、本年五月からの電気料金の値上げにより、既定の予算に不足が生じるため、また、修繕料につきましては、田園公民館及び宇智公民館におけるエレベーターの修理等を行うため、当該所要額を計上いたしております。

次に、同款七項保健体育費、四目学校給食センター費、十一節需用費の七十四万円でございますが、光熱水費を追加するものでございまして、本年五月からの電気料金の値上げにより、既定の予算に不足が生じるため、当該不足分に係る所要額を計上いたしております。

次に、十款災害復旧費、一項農林業施設災害復旧費、一目林業施設災害復旧費、十一節需用費の十万円並びに十五節工事請負費の三千八百二十万円でございますが、林道災害復旧工事費の追加でございまして、台風十八号災害により被災した林道簾線を始め、林道七路線について復旧を行うため、当該所要額を計上いたしております。

なお、特定財源のうち、二千四百八十三万円を県補助金として見込んでおります。

次に、同項二目農地災害復旧費、十一節需用費の五万円並びに十五節工事請負費の五千六十万円でございますが、農地災害復旧工事費の追加によるものでございまして、同じく台風十八号災害により被災した小和町地内の農地を始め、農地二十箇所について復旧を行うため、当該所要額を計上いたしております。

なお、特定財源のうち、二千三百五十万円を県補助金として見込んでおります。

次に、同項三目農業用施設災害復旧費、十一節需用費の五万円並びに十五節工事請負費の二千七百万円でございますが、農業用施設災害復旧工事費の追加によるものでございまして、同じく台風十八号災害により被災した小和町地内のため池を始め、農業用施設六箇所について復旧を行うため、当該所要額を計上いたしております。

なお、特定財源のうち、一千六百九十万円を県補助金として見込んでおります。

恐れ入りますが、十四ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、同款二項公共土木施設災害復旧費、一目道路橋梁災害復旧費、十五節工事請負費の一億四千五百五十万円でございますが、道路災害復旧工事費の追加によるものでございまして、台風十八号及び二十六号災害により被災した市道火打大平線を始め、市道二十路線について復旧を行うため、当該所要額を計上いたしております。

なお、特定財源のうち、九千七百万円を国庫負担金として見込んでおります。

次に、同項二目河川災害復旧費、十五節工事請負費の二千四百万円でございますが、河川災害復旧工事費の追加によるものでございまして、台風十八号災害により被災した準用河川永谷川を始め、三河川について復旧を行うため、当該所要額を計上いたしております。

なお、特定財源のうち、一千六百万円を国庫負担金として見込んでおります。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、六ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十二款分担金及び負担金において、三千六百万四千円を、十四款国庫支出金において、一億二千四百万円を、十五款県支出金において、九千二百四十五万三千円を、十八款繰越金において、五千四百五十一万千円を、二十款市債において、八千六百万円をそれぞれ追加いたしまして、歳出との均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第十九、議第七十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第七十一号、平成二十五年五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。中永水道局長。

〔水道局長 中永 充登壇〕

○水道局長（中永 充）ただいま上程いただきました議第七十一号、平成二十五年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入ります、別冊の簡易水道特別会計補正予算書の一ページを御覧願います。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ一千三百十四万円を追加し、総額をそれぞれ六億四百五十四万円とする歳入歳出予算の補正でございます。

内訳につきまして、まず歳出から御説明申し上げます。

恐れ入ります、四ページをお願いいたします。

一款総務費、一項総務管理費、一目業務費のうち十一節需用費二百四十三万円につきましては、電気料金の値上げによる光熱水費の追加及び、本年九月の台風十八号によって被害を受けました西吉野町の簡易水道施設の修繕料であります。

次に、十九節負担金補助及び交付金一千七十一万円につきましては、同じく本年九月の台風十八号によって被害を受けました、西吉野町及び大塔町地元組合管理の簡易水道施設の修繕費用に対する補助金であります。

次に、歳入でございます。

恐れ入ります、三ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をお願いいたします。

三款繰入金で一千百四十二万五千円を、四款繰越金で百七十一万五千円を、それぞれ追加し歳入歳出の均衡を図っております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第二十、議第七十二号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第七十二号、平成二十五年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。新井都市整備部長。

〔都市整備部長 新井健夫登壇〕

○都市整備部長（新井健夫）ただいま上程いただきました議第七十二号、平成二十五年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の下水道事業特別会計補正予算書の一ページを御覧願いたいと思います。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ八百六十万円を追加し、総額をそれぞれ十一億三千四十万円とする歳入歳出予算の補正でございます。内容につきまして、まず歳出から御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をお願いいたします。

一款下水道費、一項下水道費、一目下水道総務費、二十七節公課費九百四十五万八千円につきましては、消費税及び地方消費税の追加であります。

次に、二目下水道維持費、十九節負担金補助及び交付金八十五万八千円につきましては、流域下水道維持管理負担金の更正による減でございます。

次に、歳入でございます。

一款使用料及び手数料、一項使用料、一目使用料、一節現年度分八百万円は下水道使用料現年分の更正による減でございます。

また、三款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金、一節一般会計繰入金一千六百六十万円を追加し歳入歳出の均衡を図っております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）下水道、よく市民の方から遅れている、遅れているとよく言われるのですけれども、当初の計画の今現在何パーセントくら

い達成しておりますか。

(間)

○議長(益田吉博) 誰かわかる人おりませんか。下水道の補佐も誰も来ていないのですか。補正予算が挙がっているのに。

(間)

○議長(益田吉博) 新井都市整備部長。

○都市整備部長(新井健夫) 十番吉田議員さんの御質問にお答えします。

下水道の普及率ということで、今正確な資料を持っておりませんので、すぐ調べますので、御容赦をお願いします。

(間)

○議長(益田吉博) 暫時休憩します。

午後三時三十分休憩に入る

午後四時二分再開

○議長(益田吉博) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長(益田吉博) 吉田雅範議員の質疑に新井都市整備部長の答弁を求めます。

○都市整備部長(新井健夫) 議会を中断して申し訳ありませんでした。

十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

下水の普及率につきましては、五二・〇パーセントでございます。そのうち水洗化率が七二・五パーセントでございます。

以上です。

○議長(益田吉博) 議長から理事者各位に申し上げます。

今回の議会を見ておりますと、暫時休憩も何回もありましたけれども、これは理事者側の答弁のまずさ、勉強不足からだと思います。よっ

て、議案を提出しておる部、また、それに携わっておる課長はできるだけ議場に来ていただいて、部長も守備範囲が広いので全部が全部把握するということは不可能やと思いますので、部長を支えるのは課長の務めやから、ちゃんと出席するように申し添えます。
質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第二十一、議第七十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第七十三号、平成二十五年五條市水道事業会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。中永水道局長。

〔水道局長 中永 充登壇〕

○水道局長（中永 充）ただいま上程いただきました議第七十三号、平成二十五年五條市水道事業会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入ります、別冊、水道事業会計補正予算書の一ページを御覧願います。

今回の補正は、第二条収益的収入及び支出の補正でありまして、収益的支出のうち水道事業費用九百八十三万一千円の追加であります。

その内訳といたしましては、浄水場・取水場及びポンプ施設等の動力に用いております電気料金が本年四月以降二〇パーセント近く大幅に値上げされていることから、年度中に不足が見込まれる動力費及び光熱水費を補うものであります。

三ページの資金計画につきましては説明を省かせていただきます。

なお、詳細につきましては、六ページにございます補正予算（第一号）説明書を御覧いただきたいと存じます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第二十二、発議第十三号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第十三号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成二十五年十二月十三日提出

提出者 五條市議会 養 田 全 康

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明を求めます。一番養田全康議員。

〔一番 養田全康登壇〕

○一番（養田全康）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第十三号、五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について、私から提案の趣旨説明を申し上げます。

提案しておりますように、本市の財政状況や社会情勢、また、ほかの同規模の市と比較検討した結果、本市の議員報酬見直しが必要と認められるため、本条例を改正しようとするものであります。

インターネットサイト、日本地域番付では、昨年四月一日現在の議員報酬ランキングが掲載されております。細かい規定もありますが、本則だけで比較しますと、一千四百七十一自治体ある中で五條市は三百四十四位となっております。

また、全国市議会議長会の発表では、人口五万人未満の市議会議員の平均報酬は三十二万三千円となっております。我が五條市は高額報酬第五位となっております。その中で、近畿圏内では皆さんも御存じの兵庫県小野市、また、たつの市、赤穂市なども五條市よりも低いですし、県内でも葛城市は三十七万円で四百七十九位、また宇陀市は三十三万円で（議場に声あり）六百五十八位となっております。下を見れば愛知県の長久手市は人口が五万人を超えておりますが、ランキングは七百八十七位で二十九万七千円などというところもあります。

一概に人口と議員報酬が比例するのがよいとは思えませんが、しかし私自身大塔町から市議会議員がおられないということに大変違和感を感じております。ですが、市長の市政報告にもありましたように、本市の経済状況は大変厳しく、その中で市長は二〇パーセント、また副市長、教育長は一五パーセントを削減されておられます。

また、議員報酬を二〇パーセント程度削減できますと、私の試算では、報酬分だけで一千二百三十万円程度の削減になり、子供の医療費無料化、その中学生の通院が約一千二百万円掛かるという見込みの中で、中学生まで無料化ができるのではないのでしょうか。そして期末手当分も浮いてきます。それらを高齢者のためにも何かできるのではないのでしょうか。

この選挙期間中に市民の皆様の声をいろいろ聞かせていただきまして、考えて見ますと、議員報酬をこのままにしておくことができず、二〇パーセントの削減は必要とし、早急に対処すべきだとの思いに至りました。

よって、議長の月額報酬を現在の「五十三万八千円」から「四十三万四千円」に、副議長の月額報酬を「四十六万九千円」から「三十七万五千二百円」に議員の月額報酬を「四十一万八千円」から「三十三万四千四百円」に改正することとしております。

なお、この条例の施行期日は平成二十六年一月一日からといたします。皆様には本市の実情にあった議員報酬となるように、どうか御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案の趣旨説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本件は議会運営委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日十四日から十九日まで休会とし、次回二十日午前十時に再開し、議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時十三分散会